

平成24年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第4号

---

平成24年9月11日(火曜日) 午前10時06分 開 議

---

出席議員

1番	川村成二君	8番	佐藤文雄君
2番	岡崎勉君	9番	中根光男君
3番	山本文雄君	10番	鈴木良道君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君		

---

欠席議員

11番	小座野定信君	16番	廣瀬義彰君
15番	山内庄兵衛君		

---

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	山本恵美君
副市長	石川眞澄君	会計管理者	吉藤稔君
教育長	菅澤庄治君	消防長	井坂沢守君
市長公室長	川尻芳弘君	教育部長	小松崎延明君
総務部長	小貫成一君	水道事務所長	貝塚成人君
市民部長	根本光男君	農業委員会事務局長	塚本茂君
保健福祉部長	鈴木弘君	農林水産課長	板垣英明君
環境経済部長	藤崎宏明君	下水道課長	金田克彦君

---

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

---

議事日程第4号

- 日程第 1 議案第55号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第56号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 3 議案第 5 7 号 かすみがうら市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 5 8 号 かすみがうら市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 5 9 号 かすみがうら市防災会議条例及びかすみがうら市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 6 0 号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 6 1 号 平成 2 4 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 8 議案第 6 2 号 平成 2 4 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第 6 3 号 平成 2 4 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 0 議案第 6 4 号 平成 2 4 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 1 議案第 6 5 号 平成 2 4 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 2 議案第 6 6 号 平成 2 3 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 3 議案第 6 7 号 平成 2 3 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6 8 号 平成 2 3 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6 9 号 平成 2 3 年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 0 号 平成 2 3 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 1 号 平成 2 3 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 2 号 平成 2 3 年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 1 4 議案第 7 3 号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第 1 5 議案第 7 4 号 市道路線の認定について

#### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 5 5 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 5 6 号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 5 7 号 かすみがうら市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 5 8 号 かすみがうら市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部

- を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 5 9 号 かすみがうら市防災会議条例及びかすみがうら市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 6 0 号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 6 1 号 平成 2 4 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 8 議案第 6 2 号 平成 2 4 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 9 議案第 6 3 号 平成 2 4 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 0 議案第 6 4 号 平成 2 4 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 1 1 議案第 6 5 号 平成 2 4 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 2 議案第 6 6 号 平成 2 3 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 3 議案第 6 7 号 平成 2 3 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6 8 号 平成 2 3 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6 9 号 平成 2 3 年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 0 号 平成 2 3 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 1 号 平成 2 3 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 2 号 平成 2 3 年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について
- 延会について

---

開 議 午前 1 0 時 0 6 分

○副議長 (中根光男君)

おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

本日は、議長から所用による欠席の届けが出ておりますので、私が議長の職を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

また、15番 山内議員、16番 廣瀬議員、11番 小座野議員より所用による欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布いたしましたとおりであります。

---

日程第 1 議案第 55 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（中根光男君）

日程第 1、議案第 55 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

発言通告がありますので、発言を許します。

8 番 佐藤文雄君。

○8 番（佐藤文雄君）

おはようございます。

議案第 55 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてということですが、実はさくら保育所の市立保育所の運営事業者選考委員の条例に基づくものでありまして、当初は文教厚生委員会の質疑の中で、議員は選考の対象にならないというような発言をしていたように思うんですけども、この点についてちょっと確認したいと思います。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

ただいま佐藤議員からご質問がありましたとおり、平成 24 年第 1 回定例会において新設保育所運営事業者選考委員会条例の制定についてをご審議いただいております。その中におきまして、議員に委員をお願いすることは想定していない旨のご説明を申し上げた経緯がございます。しかしながら、運営事業者の決定について、議会に対しては決定した運営事業者の報告をさせていただき、あわせてさくら保育所を配置する市立保育所設置条例の一部改正をお願いすることになります。こうしたことから、やはり選考の段階においても議会のご意見をいただくべきとの考えから、議会議長あてに文教厚生委員会委員の推薦をお願いしたものでございます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8 番 佐藤文雄君。

○8 番（佐藤文雄君）

ということは、当初は、議員は選考委員の対象には考えていなかったということで、そういう意味でなぜ、この選考がおくれたということもこの前私一般質問でかなり指摘をしました。結果的に 8 月 4 日が第 1 回目になってしまったということで、押せ押せのスケジュールになっているんですけども、今言ったように、議会にいわゆるさくら保育所の運営事業者を決めるこのときに結果的に議会にも説明をするということであれば、当初からそういうふうにしておけばよかったんじゃないかなと思うんですけども、ちょっとそういう点でどういうふうな経過で今回の変更になったのか、それがいつ議員からも選考委員にしようというふうになったのでしょうか。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

4月以降、保健福祉部の体制が異動等により新しくなりました。そういうふうな中で、過去の担当者からいろいろな話を聞いてございます。そういう中では、選考委員についてはどういうふうなメンバーにするか想定については余りしていなかったということでございます。新しくなった担当部署のほうで、先ほどもお答えしましたけれども、今後のことも含めましてやはり選考につきましては、議会のほうに報告、それからご理解いただくためには選考委員のほうに議員をお願いするという必要があるというふうに判断したものでございます。時期的におきましては、4月以降ということをご理解願いたいと思います。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

わかったんですよ。私が言っているのは、庁議で決定したわけでしょう、これは。保健福祉部長の判断だけでやるわけじゃないですよ。やはり庁議を開いて、市長も副市長も入れて、入れようというふうに決めたと、これがいつなのかというのを聞いているんです。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

議員を入れることにつきましては、担当のほうから発議というか決裁をもって副市長、市長に起案書をもって議員のほうをお願いするというふうなことでご了解をいただいたという経緯がございます。それをもちまして議長あてにお願いしたということでございます。日付的にはちょっと今手元がないんですけども、申しわけございません、正確な日付はちょっとお答えできなくなってございます。申しわけございません。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

結構重要なことなんですよ。だってこういうのは、今決裁でこういう重要なことを決めちゃって、後は届け出で選ぶというのはちょっと流れる的には組織的じゃない。やはり諮問するのは市長ですから、市長がこれをわからないでただ決裁だけで判こを押したということになると、ちょっと問題なんじゃないですか、市長どうですか。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私も実は佐藤議員と同じ疑問を持ちまして、この相談があったときに議員さんは入れる必要がなかったのではないのかということをお申しました。申しましたところ、担当者はその時点では課長、部長とも新任者になっています。前の担当した者とは考えが違っていただいまして、今、部長が答弁したように、業者の選考に当たって議員にも議会代表にも理解をいただいていたほうが、そのことについて事後に議会の理解をいただくのに都合がいいだろうという進言がありまして、そうかということで決裁をした経過がございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それはわかるんですよ。ただこれ非常に重要なことなので、これは決裁でやるようなものじゃない、いわゆる庁議できちっと話しして決定するべきものじゃないかなと、そういう性格のものじゃないかなというんですけれども、どうでしょうかね。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

通常いろいろな審議会の委員等については、通常は決裁で全部やっています、市長決裁で。最終的には市長決裁で委員の、どういう委員を選ぶかということについても市長決裁でやっています。それを庁議で議題にすることはほとんどありません。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

その他の質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

以上で、議案第55号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第55号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第55号の討論、採決は会期15日目の9月19日にいたしたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

異議なしと認め、さよう決しました。

---

## 日程第 2 議案第56号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（中根光男君）

日程第2、議案第56号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

発言通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

議案56号です。この条例については、24年4月1日に施行された地方税法及び国有資産等所在地の市町村の交付金の一部を改正する法律に基づいてやられるということなんですけれども、ちょっとよくわからないんですね、下水道除害施設というのはどういうものなのか。当該の当市においてその件数というのはどのくらいになるのか、この点についてお尋ねしたいと思います。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

議案第56号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、下水道除害施設とはどのようなものか、当市の対象となる件数はどれくらいあるかのご質問につきましてお答えいたします。

下水道による汚水処理は、処理場の規模にかかわらず基本的には微生物の働きを利用しておりますので、重金属類や薬品、その他の有害物質や高濃度の有機物の処理は困難となっております。このような物質が下水道に流された場合には、十分な処理ができないため水質汚濁の原因となります。また、酸性の強い排水は管渠施設を腐食させたり、有害物質は有毒ガスを発生させるなどの危険性があります。このようなことから、下水道法やかすみがうら市下水道条例では下水道に排水を流す場合の排除基準を定めて、下水道にとって障害となる物質は工場、事業所内で前もって取り除き、あらかじめ下水排水基準以下の水質にしてから下水道へ流さなければならないものです。下水道法や市条例に定める排除基準を超える場合には、事業所等は除害施設の設置など下水排除基準を守るために必要な措置を講ずることが義務づけられております。また、下水道除害施設は排水や廃液による障害を除去するための施設で、代表的なものとしては油水分離槽、活性汚泥処理装置生物処理、水素イオン指数調整装置等があります。

除害施設を利用する代表的な業種を挙げてみますと、油水分離槽は飲食店、スーパーマーケット、ガソリンスタンド、整備工場などでございます。また、活性汚泥処理装置生物処理は食品加工場、主に水産加工場や畜産加工場などでございます。水素イオン指数調整装置はクリーニング店等のクリーニング施設などがあります。市に届けられている除害施設で対象となるものは、油水分離槽が11件、活性汚泥処理装置生物処理が4件の合計15件であります。

なお、償却資産の課税について4分の3の特例措置を受けるために申告されたものはございません。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

この前の説明のときに、33市町村が4分の3の固定資産もいわゆる負担を軽減するというふうなお話だったと思うんですけれども、ということは、かすみがうらはちょっとおくれたということなんでしょうか、この実施が。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

33市町村につきましては先行して条例の制定をしておりますけれども、施行期日が25年度ということでございますので、その間、様子を見ていたこともあります。33市町村のうち32市町村が4分の3、残りの1市が3分の2ということでございますけれども、かすみがうら市におきましては4分の3を適用して来年度から施行させるために今の条例化を提案したところでございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今の説明と前に言っていたこの下水道法のスキームのところ、いわゆる除害施設の設置を条例で義務づけると、特に油のための油水分離槽ですか、資料を手元にいただきました。それから生物処理、浄化槽と同じタイプだということですが、合計で15件というのは極めて少ないように思うんですけれども、いかがでしょうか。15件ということなのでしょうか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

下水道除害施設につきましては公共下水道が対象ということで、公共下水道に流入させる施設で除害施設の申請がありますのが先ほど申し上げました15件でございますけれども、市内には農業集落排水もございます。農業集落排水には3件ほどの申請がございまして合計では18件なんですけれども、除害施設のこの法の適用する部分は15件ということでございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

次いで、発言を許します。

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

それでは、私からも議案56号の市税条例の一部を改正する条例についてお尋ねいたします。

先ほど佐藤議員からの質問で概要のほうはお尋ねしましたけれども、私からは改めてその市内15件、それから今後も環境問題に取り組む事業所さんが中心だと思うんですけれども、そういった設備の基準、こういったものについてお尋ねをさせていただきたいと存じます。

この除害施設なんですけれども、まず定義のほうですね。法定の下水道関連の法律のほうとともに、どういった規格としてはどの程度のものからが除害施設となるのかということでお尋ねしたいと思います。数万円でできるものなのか、それとも数十万円、100万単位なのか、その辺のわかりやすい答弁をよろしく願いいたします。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

議案第56号の除害施設に関する部分の定義と選定につきましてお答えいたします。

除害施設の定義でございますけれども、下水道条例第3条第6号の規定で「除害施設は、公共

下水道もしくは流域下水道の施設を妨げ、またはその施設を損傷するおそれのある、下水による障害を除去するために必要な施設」ということになっております。また、第9条におきましては、温度、水素イオン濃度、鉱油類含有量、動植物油脂類含有量及び沃素消費量の水質の基準が定められております。

それで、金額ということでございますけれども、償却資産ということでございますのであくまでも金額には大小ありますけれども、事業用資産として設置したもので減価償却が可能な施設ということになりますので、一般的には10万円以上だったかと思います。から大きいものは多分上限がないぐらいの金額まで含まれると思います。

以上です。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

そうしますと、値段を問わず公共下水関連法のほうで認められれば対象になるということですか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

一定基準をクリアした施設を設置した場合には、償却資産ととらえられている資産に関しましては4分の3の特例の対象になるということでございます。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

税務部門のほうに事細かにこの除害施設の規格を聞いてもなかなかご答弁、私が欲しい形はただけないとは思いますが、もっと根本的なところでこのわがまち特例というところでお尋ねしたいんですけれども、近隣の取り組みがほとんどこの除害施設と特定都市河川浸水対策関連の設備ということで、全国的に取り組んでいるから当市もこの除害施設ということで選んだと思うんですけれども、選定としてはそういうところなんですか。

いろいろなわがまち特例、通称わがまち特例の大もとの法律のほうではもっと選択肢というのはたくさんあると思うんですけれども、特に宮嶋市長が市民の負担軽減ということで公約にも掲げられていますから、本来ならばその選択肢の中で市長に選んでいただくのが順序だとは思いますが、無難なところで除害施設、されど市内で15カ所、申告はありません。ですから、申告があったにしても減収効果はそんなに大きい金額ではないとは思いますが、もっと根本的な特別措置法のほうですね、わがまち特例。この選択肢というのは、庁内の会議のほうでいろいろご検討した、企画のほうを入れていろいろ研究された、何かうちの市に何かうちの行政界の中で例えば市街化があったり調整区域があったり無指定があったりということのうち市は広いんですけれども、3つのパターンがありますからそういうところの格差を減らすような何か適用できるものがあるとかそういうものは検討はなさったんですか、執行部のほうでは。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

わがまち特例につきましては、国において平成23年10月に中間取りまとめが行われました結果、地方税法に定めている特例措置について、全国一律の措置ではなく、法律の定める範囲内で地方団体が独自の判断で特例措置の内容を決定し、条例で定める仕組みが導入されたということをごさいます。この適用となる部分に関しましては、先ほどの質問でもございましたように、特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置と今回提案しております下水道除害施設に係る課税標準の特例措置の2つになりまして、かすみがうら市におきましては下水道除害施設のみが、特定河川がない関係で下水道除害施設のみが対象になるということをごさいますので、そのほかの部分での協議というのは発生しないかと思ひます。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

先ほどの市民部長がおっしゃった総務省の中間報告の中で、私もちょっと簡単に目を通したんですけれども、その中で住宅ローンも対象にいけるようなページがあるんですけれども、それはどうなんですか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

地方税法の関係では、その中間取りまとめの中でいろいろ議論され、いろいろな措置が講じられているかと思ひますけれども、わがまち特例のこの部分に関しましては該当がその2通りということですので、これに関してはその除害施設のみということかと思ひます。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

答弁から察しさせていただきますと、特段にこの特別措置法、わがまち特例について、法のポテンシャルをご検証いただいたという協議結果はないということですよ。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

先ほどもご答弁申し上げましたように、対象となる部分は今の2通りしかありませんので、対象となる1つの部分に関しまして条例に提案させていただいたということをごさいます。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

そもそもこの特措法の目的というのは、各地方自治体のほうで独自の財源を決めて確保していくという目的にあるというふうに向っておりますけれども、非常に今回の答弁から察しますと、スポット的に近隣がやっているからやりましょうという、そのような悪く言えばのりというか、

そういう今回の提案に感ずるところなんですけれども、私は宮嶋市長が市民の負担軽減ということで強く市民の皆様にお約束したんですから、そのあたりは市議会リコールだけではなくてこういったところにも等しく力を注ぐべきだというふうに私は指摘させていただきます。

仮にその公共下水道の流域に接続している15件の設備が全部申告した場合、減収は25%オフになってどのぐらいになるんですか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

この15件に関しまして試算する場合には、償却資産の金額が幾らであるかが必要になります。現段階ではその部分については把握しておりませんので、出すのは困難かと思えます。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

幾ら15件で申告がないだろうと言いながら提案なさっても、やはり減収が幾らかという試算は提案する以上は責任があると思えますよ。

あともう一つお尋ねしますが、除害施設、市町村で設置を条例で義務づけるということなんですが、ちょっと私その除害施設の設置に関する条例で義務づけているという内容を確認していないんですが、これは説明いただくことは可能ですか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

市税条例の一部を改正する条例の制定に関する内容でございますけれども、附則の部分の改正でございまして、第10条の次に第10条の2を新たにつけ加える改正でございまして、法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合を4分の3とするという、条例上は以上の内容でございます。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

いえ、私がお尋ねしているのはこの除害施設、土木のほうだと思うんですけれども、そちらのほうで今後の環境問題に取り組む上でもこの税制特措法改正と関連して、この下水道の施設を下水道のほうで設置義務化を既にされているんですかということをお尋ねしたいんですが、市税条例のほうではなくて。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

それでは、古橋議員さんのご質問でございますが、かすみがうら市下水道条例第8条の中で、特定事業者からの下水の排除の制限ということで除害施設の設置等を義務づけております。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

すると、今、山本部長の答弁の条例のほうでは、定義はどの程度ということでもちろんなっているかと思うんですが、規模、性能とかそういったものほどこまで定められているんですか。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

下水道法第12条の11第1項の規定に基づく水質基準に適合しない下水を継続して排除する場合、そのほかざっと温度が45度未満であること、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量が1リットル当たり380ミリグラム未満という条例の中では9点ほどございます。また、下水道法の第12条の中では34点ほどの規制値がございます。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

そうしますと、今後この25年度からの適用期間に合わせて、償却資産税として納めている個人も中にはいるのかもしれませんが、そういった方が除害施設を改めてつけるとか適用になるように修繕するとかそういうことであれば、償却資産税は25%オフになるということによろしいんですか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

償却資産の特例の適用についてでございますけれども、増設または修繕ということでございますが、新たにつくったり増設したりというような資産の価値を高めたりする部分については適用となりますけれども、簡単な維持管理のための修繕とか原状を回復するための修繕といったような部分では対象とならないかと思えます。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

そういう意味では十分除害施設、これから新規で追加して、この下水道だけの償却資産でなくすべての事業所の中の償却資産丸ごと4分の3、25%オフになるわけですから、10万程度でできるんだったら非常に考える余地はあるのかなと思うんですが、こういった考え方で適用になるということですよ、再度ご確認します。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

あくまでも下水道の除害施設ということになりますので、例えば排水施設とあわせて除害施設を一緒につくった場合に、その排水施設と除害施設を完全に分離した中で除害施設のみが特例の対象になるということです。よろしくをお願いします。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

あらをつくような質問になってしまうんですが、広い事業所に2系統以上の下水の接続があるとして、その1つを除害施設専用の接続ということでやれば対象になるわけですよね。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

全面改修をしまして下水道除害施設専門の施設ということならば対象になると思います。それで、そういった場合には免税点がございまして、対象になる金額は150万円未満ということです。よろしくをお願いします。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

そうすると、そういったことから減収の試算もしなかったということですか、非常に金額が小さいだろうということ。そういうわけではないんですか。なぜ今回の提案にそこまで、免税点がわかるんでしたら現状の15の施設が申請、申告をしてきたら減収になるというのは比較的出たと思うんですけれども。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

すみません、暫時休憩をお願いします。

○副議長（中根光男君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時42分

---

再 開 午前10時48分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

大変失礼いたしました。償却資産の関係なんですけれども、あくまでも償却資産に関しましては申告に基づいて課税をしているような状況でございます。そして、現在では届け出は15件ほどありますけれども、償却資産の4分の3の特例規定を適用させて申告してあるものはないということなんですけれども、これに関しましては金額が小額であったり除害施設と排水施設を分離するのが困難だったりするようなことが想定されるかと思います。ただ、実態に関しましては把握しておりませんので、金額としてはじくことが現段階ではできないと思います。

なお、参考としまして、取得価格が例えば100万円の除害施設をつくった場合、通常の税額に関しましては1万2500円程度ですけれども、4分の3の適用を受けますと9,400円程度になると

いう試算はしてございます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

そうしますと、純然たる償却資産の中でもこの除害施設の部分だけを25%オフということですよ。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

そういうことになります。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

余りそういうことで税理士の皆さんのほうでも急いで取り組んでも特段の減税にはつながらないということで、そういったことで申告のほうも余り積極的でないのかなと察するところなんですけれども、25年度だから先ですからわかりませんがね。ただ、せっかくこうやって提案されているんですから、いろいろ今環境問題だということで節電に取り組もうとやっているわけですから、やはり下水道条例の中でも設置の義務化をうたっているもののこの条例が出てみてわかりましたけれども、公共下水だけですか。農業集落排水には同じような義務というのがあるのかなのかちょっとわからなかったんですが、それちょっと関連なんですけれども、お尋ねしてもよろしいですかね。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

農集排事業につきましても同様でございます。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

農集においても義務化されているということですね。その割にはいろいろやはり各地域の中でも下水道の評判はありますけれども、先ほどいろいろ先輩方からもご意見いただきましたけれども、かなり除害施設で十分水のほうはある一定以上取り除いているような形もないというような話も先ほど話したんですけれども、やはり縦割りの行政だと今回の提案で改めて感じたんですが、もっと除害施設として出すならもっと下水道の公共下水に限らず全体の負荷が少しでも減るようにやはりこういう制度を売り込む、そういう意思がやはり企画あたりとして検証した結果もないということですから、私は宮嶋市長が市民の負担軽減と言うならば、そういうのはしっかり会議を行って、ここでこういう会議を行った上、検証した提案ですというふうに説明するのが市長の責任だと申し上げまして、私の質問は終わります。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君の質疑を終わります。  
以上で通告による質疑は終了いたしました。  
その他の質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○副議長（中根光男君）

以上で、議案第56号に対する質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。  
ただいま議題となっております議案第56号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

異議なしと認め、さよう決しました。  
次いで、お諮りをいたします。  
ただいま議題となっている議案第56号の討論、採決は会期15日目の9月19日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第 3 議案第57号 かすみがうら市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（中根光男君）

日程第3、議案第57号 かすみがうら市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。  
発言通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

議案第57号ですけれども、決算剰余金の基金への積み立てにかかわる規定、これは剰余金を積み立てることができるというふうに改正するようなんですけれども、条例の一部の改正の時期が、もう既にこういうことは当然やられていたのかなというふうに私思っていたんですけれども、これまで改正しなかったのは何か理由があるのか。

あと、他市の例はどういうふうになっているかちょっと教えていただきたいと。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

議案第57号 かすみがうら市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について、条例の一部改正の時期についてこれまで改正しなかった理由は何かについてお答えいたします。

合併後、本条例についてはこれまで改正をしてきておりませんでした。今後の地方財政の状況や予定している事業計画を踏まえれば、基金を積み立てておく必要が極めて重要になってきております。また、剰余金の取り扱いについても条例上規定しておりませんでしたので、弾力化を図るとともに、この際基金への積立金について明記すべきであると判断し、条例の改正をお願いするものでございます。

財政調整基金条例の他市町村の状況ということでございますけれども、財政調整基金条例における地方自治法第233条の2の規定に基づく基金繰入規定につきましては、まだ県内において、手持ちのほうで調べた内容によりますと8市が規定を設けてございます。

以上です。

**○副議長（中根光男君）**

8番 佐藤文雄君。

**○8番（佐藤文雄君）**

合併後もう7年たちますが、これ財政事情があるので明記したということなんですが、どういう財政事情でしょうか。

それと、県内において8市が設定したということなんですけれども、具体的にどこの自治体なのか、わかる範囲でいいですから教えてください。

**○副議長（中根光男君）**

市長公室長 川尻芳弘君。

**○市長公室長（川尻芳弘君）**

財政運営につきましては、合併後というよりは合併以前から、今後の財政を考えていく上では予算編成をするに当たって年々苦慮している状況にあると思います。以前にお出ししました財政計画シミュレーションという案でもこちらにも問題がありまして、問題があるというのは、現制度で財政計画を立てていくものでございますから、例えば消費税なんかも今後上がっていくというのは見込んでいない、5%のうち1%が市町村に回るよというようなことで組んでおります。だから、現制度で組んでおるので、今後の見通しについてはどうしても右肩下がりにっていくのは当然かとは思いますが、今後当かすみがうら市におきましては学校施設の耐震やら神立西口整備事業、神立停車場線、庁舎建設、防災無線並びに扶助費等が増加していくのかなというふうに予想されます。そういう中で、どうしても右肩下がりにっていく財政運営を考えたときには、地方財政法の中で繰り越して2分の1を財政調整基金に積み立てるという規定はございますけれども、繰り越さなくても決算剰余金を積み立てるというのを条例化しておくことによってなお一層の運営が図られるものと思います。

また、決算剰余金が当然ここ数年間は大部分多く出ている中で指摘もされております。当然決算剰余金が出なければ積み立ててもできないわけですが、今までの過程等を考えた中でこういったものを制定したいというふうに提案する次第でございます。

なお、8市につきましては、水戸市、土浦市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、坂東市、つくばみらい市が規定を設けている状況となります。

以上です。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういう意味では、合併以前から財政計画をつくる上で、これまでの状況と違って右肩下がりになる可能性があるということで、決算剰余金を積み立てておきながら右肩下がりフォローアップしていこうという意図を今回持ったということなのかなと思いますが、今回のそのきっかけは何かあるのでしょうか、今回この時期になったきっかけは。例えば市長がそのことをすべきだというふうな提案があったのかどうか、そのきっかけだけ質問して終わります。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

こちらにつきましては、佐藤議員から今ご指摘があったように、合併当初から予算編成は大変厳しい状況でありました。それが年々厳しくなっていくということで財政調整基金の活用を図りたいというのがきっかけでありまして、市長からの発議ではなく、財政当局と協議をして出したものです。一番きっかけとなったものは次の58号の減債基金の関係もありまして、あわせてお願いしたいという次第でございます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

以上で通告による質疑は終了いたしました。

その他の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第57号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第57号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第57号の討論、採決は会期15日目の9月19日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 4 議案第 58 号 かすみがうら市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（中根光男君）

日程第 4、議案第 58 号 かすみがうら市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

8 番 佐藤文雄君。

○8 番（佐藤文雄君）

議案第 58 号、減債基金についてです。今、57 号と同じような趣旨で質問ということで、この条例の一部改正の時期、それからこの改正しなかった理由、大体同じなのかなというふうに思います。他市の例についてはまた同じような 8 市かなというふうに思いますが、とりあえずご答弁お願いします。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

議案第 58 号 かすみがうら市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について、条例の一部改正の時期についてこれまで改正しなかった理由は何かについてお答えいたします。

議案第 57 号の理由に加え、全員協議会のほうでご説明いたしました、満期一括方式の市場の償還の財源に充てるため計画的に積み立てを行い、またこの目的のため処分することができることとするものでございます。満期一括償還型地方債につきましては、現在想定している大好きいばらき県民債は低コストで発行が可能なものではありませんが、将来償還ができないことがないよう毎年一定の額を積み立てることがルールとなっておりますので、改めて明記するよう条例の改正をお願いするものでございます。

また、県内の状況につきましては、先ほど財政調整基金のほうで 8 市と説明いたしましたが、減債基金につきましては私たちの今現在調べたところによりますとかすみがうら市が初めてということでございます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

8 番 佐藤文雄君。

○8 番（佐藤文雄君）

では、今回のやつは満期一括償還地方債に係る原資、これがやっぱり一番のポイントだということで、他市に先駆けてやったということでしょうか。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

共同発行の参加条件として 1 億円の事業という決まりがございますけれども、3 月議会までに

発行総額の債務負担行為を議決して、共同発行債の償還財源を確保するため及び公債費負担を平準化するため減債基金の積み立てを行うというのが条件になっておりますので、そういったことをもちまして、現在財政調整基金については多分標準財政規模からいって1割程度の残高があるかとは思いますが、減債基金につきましては非常に少ないという認識でおります。そういったところから、毎年平準化して減債基金を積み立てしていくんだということがルールになっておりますので今回提案した次第でございます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、満期一括償還ということにこだわらないということで、今まで減債基金が非常に少ないと、そういう意味では平準化する上でもこの基金がどうしても必要だという発想ということですね、ご確認します。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

佐藤議員のご指摘のとおり、やはり今回きっかけとなったのはその一括方式、5年後の一括方式の県民債を利用するというのが一番のきっかけでございます。その中で、2番目の理由として、先ほど言った減債基金の残高が財調に比べれば低いよというのは2番目の理由かなというふうに考えております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第58号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第58号については委員会付託を省略したいと思います、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第58号の討論、採決は会期15日目の9月19日にいたしたいと思います、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第 5 議案第 59号 かすみがうら市防災会議条例及びかすみがうら市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（中根光男君）

日程第 5、議案第 59号 かすみがうら市防災会議条例及びかすみがうら市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

議案第 59号の趣旨の中で、災害対策基本法の一部改正で、防災会議と災害対策本部の事務を見直すと、両者の役割分担を明確にするということと言われていますが、これは両者の役割分担の明確化というんですが、これまで何かそういう支障、問題が起きていたのか。この改正でどのように改善されるのか、そのポイントを説明していただきたいと思います。

○副議長（中根光男君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

議案第 59号の一部条例改正に関して、防災会議と災害対策本部の役割分担の明確化に当たり、これまでの問題点と改正での改善点についての質問にお答えをいたします。

これまで防災会議は災害対策の総合的かつ計画的な推進を担う場であり、平時において防災計画を作成するほか、非常災害に際して緊急措置に関する計画の作成に加え、それを実施することも所掌事務とされてきました。しかし、実際の被災者の救助や支援を初めとする災害応急対策は機動性が求められることから災害対策本部において実施してきたところで、災害応急対策は災害対策本部に一元化することがより効果的になります。このため、両者の役割分担を明確化することとし、災害応急対策のための方針の作成、本部長から関係機関への協力要求等を災害対策本部の規定に設ける一方で、防災会議については平時における防災に関する諮問的機関としての機能を強化するため、これまで規定がなかった市長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること等を所掌事務に追加することとされたものでございます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これまでどういうふうな問題があったのかというところがちょっとわからないんですけども、これまでこの平時と非常時、両方ともこれは災害対策本部が担っていたと、ところがこの防災会議というのはそうではなくて今度の改正で平時のほうにするというんですけども、ではこれまでどういうふうな問題があったのかということについては説明がなかったように思うんですけども、

ども、特別何か問題があったのでしょうか。今回、3・11の大きな災害がありました。そのときにはこの防災会議の役割はどういう役割だったのでしょうか。

○副議長（中根光男君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

改正前におきましては、所掌事務の中で第2条の第2項に「市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。」というのがございました。それを今度は「市長の諮問に応じて、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議する。さらには、重要事項に関し、市長に意見を述べる。」等とあります。さらには、委員でございますが、委員におきましては、専門委員は職員のうちから市長が任命してございましたが、専門委員を学識経験のある専門委員に任命をいたします。そのような改正を行ったところでございます。さらには、災害対策本部条例におきましては、改正前の災害対策基本法では、都道府県災害対策本部と同一の規定で定められていたものを地方防災会議と災害対策本部の所掌事務の見直し、さらには明確に関連して、新たに法第23条の2として、新たに市町村対策本部条例を別個に制定いたしました。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いろいろ説明を長ったらしくやるんですけれども、明確化をする、だから今質問したように、どういう点が問題としてあったのかと。事実そういうトラブルがあったのでしょうかという質問なんですよ。あの条例だ、この条例だと、以前はこうだとか、今後はこうだというのではなくて、具体的にどういう問題があったのか。特別トラブルはなかったよと、ただ改正しますよとだったら改正しますでいいんですよ。だから、どういうことがあったのか、当市で実際に。その3・11の事故があったわけでしょう、そのときに防災会議はどういう役割を果たして、この災害対策本部はどういうふうな役割を果たしたのか。実際と照らし合わせてみれば、例えば防災会議は全く役に立たなかったと、災害対策本部がすべてやったという点では見直しが必要だとか、こう明確に言えばいいんですよ。何かだたらあの条例だ、この条例だと言うけれども、みんなわからなくなっちゃいますよ。市民だってわからないですよ、説明。簡単に説明してくださいよ、どういう問題があったのか、問題がなかったのか。お願いします。

○副議長（中根光男君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

3・11の震災に関しましては、防災会議のほうは機能はしていなかったというふうに私は考えます。それで、災害対策本部が応急処置なり災害の対策を担っていたのを今回は防災会議は防災会議で、それを今度災害対策本部のほうに全部機動性のあるものを入れたということでございます。ですから、上位法の改正によって地方の防災会議に災害対策本部の会議も上位法と全く同じように羅列をしたということでございます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、防災会議が機能していなかったということですよね。

[総務部長「はい」と呼ぶ]

○8番（佐藤文雄君）

今ちょっと災害対策会議とかとちょっと言った、

[総務部長「対策本部」と呼ぶ]

○8番（佐藤文雄君）

対策本部じゃなくて、防災会議が結果的には機能していなかったと、災害対策本部ですべて機能を果たしていたと、そういう点では防災会議の位置づけを今回の上位法で決められたのでそれで改正するということですね。

○副議長（中根光男君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

そうでございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終了いたします。

ほかに質疑はありませんか。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

こんな格好いいものをつくって機能できるのかね。

○副議長（中根光男君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

機能するように努力はいたします。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

3・11から1年間、防災会議は1回もやっていないんですよ、これ指摘しているの。それは3・11の教訓に基づいて当然やるべきなの、それができないの。それは市長が指導できないんですよ。こんな格好いいものをつくって、言うは簡単だけれども実行するのは難しいんですよ。私ら大変いいことだからこれ可決するのはこれは当たり前の話。実際に実行しなきゃ何もならないんですよ。それが一番大事なの。防災会議の今ヘッドはだれがやっているのかね。

○副議長（中根光男君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

防災会議の会長は市長をもって充てております。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長、これ上程しているんですが、実際にこれ機能しなけりゃ百もしないんだから。機能するように努力してもらうほかないんだけど、ここではっきりきちんとやりますと答えてもらいたいんですが。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

きちんと機能するようにやりたいと思います。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

約束だから頑張ってやってください。

以上。

○副議長（中根光男君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第59号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第59号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第59号の討論、採決は会期15日目の9月19日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時21分

再 開 午前11時30分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁する方は挙手をしていただくようお願い申し上げます。

---

日程第 6 議案第60号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（中根光男君）

日程第6、議案第60号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

ただいまのところ質疑通告はありません。

質疑はございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第60号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第60号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、お諮りをいたします。

ただいま議題となっている議案第60号の討論、採決は会期15日目の9月19日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第 7 議案第61号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）

○副議長（中根光男君）

日程第7、議案第61号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

議案第61号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）について質問をいたしま

す。

内容についてはもう既にお手元にありますが、それぞれの項目について詳細な説明を求めたいんですが、行政改革推進事業に係る負担金については、講習会というのは予定していなかったのかどうかです。

それと、財政管理事務等に係る補助金等審議会の委員の報酬、これも増額なのかです。

それと、減債基金の積み立てについては……

**○副議長（中根光男君）**

すみません、8番 佐藤文雄君に申し上げます。一問一答式でお願いしたいと思います。

**○8番（佐藤文雄君）**

はい、わかりました。では1つ、まず行政改革推進事業に係る負担金、講習会は予定していなかったのか。

**○副議長（中根光男君）**

市長公室長 川尻芳弘君。

**○市長公室長（川尻芳弘君）**

議案第61号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算のうち、行政改革推進事業に係る負担金について説明いたします。

こちらにつきましては、当初予算の段階では予定をしておりませんでした。ファシリティーマネジメント、施設管理を進めるに当たり保全情報システムを使用し、施設の維持管理コストを把握することが目的ですが、システム使用に当たって管理責任者の講習が必修となっております、2名分の参加負担金を計上しております。

以上です。

**○副議長（中根光男君）**

8番 佐藤文雄君。

**○8番（佐藤文雄君）**

システム使用料、いわゆるシステムを確立することなんです、ちょっとイメージがよくわからないんですけれども、その点についてご説明をお願いします。

**○副議長（中根光男君）**

市長公室長 川尻芳弘君。

**○市長公室長（川尻芳弘君）**

ファシリティーマネジメントの目的でございますけれども、特に建物等が主流になるかと思うんですけれども、かすみがうら市だけではなくてどこの市町村も同じようなことだと思っておりますけれども、建物が今後必要なのか、例えば修繕が必要なのか、もうこの建物を壊したほうがいいのか、建てかえたほうがいいのか、そういったものの施設管理を進めるに当たりまして講習会等が必修ということでございます。

以上です。

**○副議長（中根光男君）**

8番 佐藤文雄君。

**○8番（佐藤文雄君）**

これは、そういう意味では全国的にこういう事例というのがあってもう既にシステム化されていると、これを我が市はそれを踏襲して活用するという事なんですか。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

一般財団法人建築保全センターの保全情報システムを使用いたします。こちらについては佐藤議員がご指摘のとおり、既にもう加入して動いている団体もございます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それはわかりました、とりあえず。

次にいきます。財政管理事務事業に係る補助金等審議会の委員の報酬、これについては新たな増額なのかちょっとわかりませんので、この点についてご説明をお願いします。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

財政管理事務事業に係る補助金等審議会委員への報酬の内容でございますけれども、補助金等審議会の開催につきましては当初3回を予定していましたが、さらなる議論が必要とされている状況であり、1回分を追加する予算の補正をお願いするものでございます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

はい、了解しました。

次に、減債基金の積み立て、これは58号に関連しての積み立てですか。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

減債基金への積み立てについてご説明いたします。

今回の補正の内容といたしまして、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計について、昨年度の決算に伴い精算分を一般会計へ繰入金といたしました。減債基金への積み立てについては、先ほど説明した中で言ったとおり、財政調整基金と比較して合併後の積み立てが少額となっています。今後の事業計画、特に神立駅関係等を踏まえると一時的に償還が増大することを想定されます。そのための準備を今から少しずつ行っておくべきであると考え、このほどの補正予算計上に至ったものでございます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、58条に関連しているということでございますね。

[市長公室長「はい」と呼ぶ]

○8番（佐藤文雄君）

戦没者英霊顕彰事業に係る旅費、これ増額ですか。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

戦没者英霊顕彰事業の旅費についてお答えします。

こちらにつきましては、市遺族会より市長に対して海外戦跡慰霊巡拝に担当職員の派遣依頼がございました。市としましては、職員による戦跡の状況把握と慰霊巡拝の指導が必要として同行派遣のための費用を予算化、お願いするものでございます。

なお、予定としましては、11月9日よりタイ王国のほうで慰霊祭を行うというふうな予定でおります。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

職員の人数が抜けていますが、人数は何人ですか。旅費ですから、大体どのくらいの額を想定しているのか。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

同行する職員は1名でございます。費用の内容としましては、航空機の利用に関するもの、それから宿泊費等、それに日当などを合わせまして16万8000円ということでございます。中身につきましては、かすみがうら市の職員の旅費に関する条例に規定された内容のものでございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

すみません、ちょこちょこ聞いて、一回でぱっと答えるようにもっと細かく言えばよかったんですけども、気がつくものですからすみません。

何日間ぐらいのこの旅費になっているのでしょうか。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

予定としましては4泊5日でございます。11月9日より4泊5日の予定の旅費というふうになっております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

わかりました。

次に、これは飛ばします。7番の後期高齢者医療に係る人間ドックの補助金についてお尋ねします。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

後期高齢者医療に係る人間ドック補助金の補正につきましては、3款民生費、1項社会福祉費、6目老人医療費、19節負担金、補助及び交付金につきまして、41万2000円の追加をお願いするものでございます。内容につきましては、人間ドックの補助金を追加するもので、当初予算で人間ドックの受診者を48名分見込んで111万円を計上しておりましたが、8月末現在で44名の方が受診していることから、今後不足することが予想されるため、20名分を追加するものでございます。

なお、この事業につきましては、後期高齢者医療制度特別対策補助金として、保険者であります茨城県後期高齢者医療広域連合から人間ドック費用助成として100%の額が補助されるものでございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

後期高齢者医療広域連合の職員であった副市長は、私も当初は議員だったんですけども、この人間ドックについてはぜひ広域連合でやれというような要求もしてまいりました。今そういう意味では人間ドック、75歳の人たちがやはりきちんと健康にいるという点では必要な内容だと思いますが、当初48名、今度20名、その20名分のやつで、実際には広域連合から100%助成が来るということなので当市の負担がないということだと思います。前年度はどうだったのでしょうか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

前年度につきましては、36名の方が受診されております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

36名が48名、プラス20ですから68でこれ倍ですね。これは何か宣伝効果があったとかそういう情報はございませんか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

昨年度につきましては応募者が多くありましたけれども、予算の関係で打ち切っていたという経過がありまして、今年度につきましてはできるだけ多くの方に受診していただくということ

で多く見込んではいらるんですけども、それでも不足するということが予想されましたので、改めて追加をさせていただきたいということで予算に上げさせていただいております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

前年度は切っちゃったんですか、36名で。冷たいですね、高齢者に冷たい行政ですよ、これは。いずれにしても、それを变えて今度新たに60名を超す人間ドック受診をするという立場、これは非常に大事な事かなと思います。

次に、保育所の運営事業者の選考委員の報酬についてはどうということでしょうか。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

こちらのほうの予算につきましては、当初予算において2回開催分を計上しておりましたが、委員会開催、審議過程におきまして開催回数をふやす必要が生じたためさらに追加、3回分の追加予算の増額をお願いするものでございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

開催回数を当初よりも3回ふやすということですね。3回以上についても考えていると、必要であればそれはまた補正をするという考えはございますね。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

それにつきましては、佐藤議員のほうも委員長をやっていただいております。そういう中で審議の状況でございます。その状況に応じて対応する必要があるかと思っております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今度は議員ですから議員は報酬が必要でなくなりますので、十分にその分ほかの委員の方のほうに回していただきたいと思います。

放課後児童健全育成事業に係る民生補助金です。今回補正になった理由は何かあるのでしょうか。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

こちらにつきましては、現在、児童クラブとして運営されています下稲吉のメロディハウス、こちらが障害児の受け入れ数をふやすために新たにメロディハウス2としてもう1カ所開所となります。ただし、定員数はこれまでの基準としては38名を19名2カ所としたために基礎基準額の

ところで99万9000円ほど減額になりますが、2カ所ということで開設日加算、長時間開設加算額、それから障害児受け入れ推進事業のための各補助金が2カ所分として262万1000円ほど増額になりまして、差し引きとして162万2000円ほど増額というふうになるものでございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いわゆる民間のメロディハウスが障害児を受け入れる、そのためにメロディハウス2というのが建設されたんですか、これいつ建設されたんですか。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

こちらにつきましては、当初4月から予定をされていましたが、私どものほうで、場所的には同じ場所なんです、それを確認したのは6月以降ということでありまして、今回の補正をお願いしたというような状況でございます。

[佐藤議員「だからいつこの2ができたんですか」と呼ぶ]

○副議長（中根光男君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時49分

---

再 開 午前11時52分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

失礼しました。施設自体の開設は4月の当初でございます。それで、メロディハウス自体から申請がされていなかったもので今回の補正に、9月になってしまったという状況でございます。施設自体は4月から2カ所で運営しております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

4月からスタートということなんですね。ということは、施設そのものはいつ竣工したのでしょうか。そういう竣工の案内は、当市には通知か何かはないのでしょうか。申請がおくれたということになりますが、そういう点では何か、そういう意味では民間の放課後児童クラブの把握についてちょっと問題があるのではないかなというふうに思いますが、いつ竣工して、市のほうは逆にそういう竣工式には出席はしていないのでしょうか、案内は来ないのでしょうか。

○副議長（中根光男君）

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認めます。

午後の再開は1時30分といたします。

休 憩 午前 11時54分

---

再 開 午後 1時30分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

先ほどの佐藤議員さんの質問の議案第61号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）の関係の7番目の後期高齢者医療に係る人間ドック補助金につきまして、先ほどの答弁で誤りがございますので、訂正をさせていただきたいと思えます。

23年度の後期高齢者の人間ドックの受診の件数につきましては、当初予算で48名を見込んでおりましたが、実績で36名でございます。先ほどの答弁では、予算を打ち切った関係で、ことしが多く見込んであるというような内容で答弁させていただきましたけれども、昨年度、震災等の影響もあったかと思うんですけれども、申請件数が少なかったということでございます。

以上です。大変申しわけありませんでした。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

ご答弁申し上げます。

担当のほうには、4月の時点で竣工等の案内等はございませんでした。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、市民部長の訂正ですけれども、当初48ということは、今年度も48で前年度同様に予算化をしたということですね。それで、今回は44名ももう既に申し込みがあるので、またプラス20名をふやすというふうな措置をとったということですね。

今、震災の影響というふうに言いましたけれども、36名しかなかったというのは震災の影響でしょうかね。今回これだけ多くなったというのはどういう効果なのか、これは特に分析しておりませんか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

内容的には、先ほどご質問のあったとおりでございます。それで、去年が申請が少なくて、ことし申請が多かった内容については、特につかんでおりません。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

放課後児童クラブのメロディハウス2ですか、その前にプルミッコ2のほうは、もう既に6月の補正でやったというふうにお聞きしました。今回のほうは、全く案内もなかったということでしょうかね。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

それにつきましてはありませんで、6月の時点になって、いろいろ調査の段階でわかったということでございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

わかりました。

質問のほうで（5）番のほうは、6番は削除したんですけれども、（5）番のほうが残っております。すみません。（5）番のほうに戻りたいと思います。

地域福祉施設整備事業にかかわる補助金につきまして、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金という内容について、詳細にご説明いただけますか。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

5番目の地域福祉施設整備事業についてお答えします。

こちらにつきましては、通所介護12名、それからショートステイ7床の小規模多機能型居宅介護施設が新たに1カ所開設されます。これに当たりまして、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金として1920万、それからグループホーム防災改修支援事業補助金として650万が県より特例交付金で補助される内容で、こちらは全額それぞれのところに交付するという内容のものでございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、通所が12名の、ショートステイが7名という施設が1カ所開所されるというふうにおっしゃいましたが、どこに、どういう事業所が開設されるんですか。こういうのもきちっと話をさせていただきたいなと思うんですよね。

それから、グループホームについてそれぞれというのは、どういうことなのか、そこら辺も、例えば今グループホームがこのぐらいあって、その中でプラスアルファで今回680万追加措置をしたと。それは緊急整備ですよ。緊急整備の対策ですから、緊急な措置でやったのかどうか、そういう何か一つの指標というのがあるんでしょうか。それも加えてご説明いただけますか。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

失礼しました。ちょっと説明が足りないところがあって、申しわけございません。

新たに開設されるのは、ピソ天神でございます。こちらのほうに新たに介護施設が新設されるというところでございます。こちらのほうが基盤緊急整備特別対策事業ということで補助金をいただくということでございます。

それから、もう一カ所、グループホームの防災改修支援事業ということで、霞ヶ浦の里、こちらのほうの外壁修理ということで650万ほど補助が出るというふうな内容のものでございます。合わせて2570万という中身でございます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ピソ天神は今現在ありますが、新しく施設を、いわゆる増設するのでしょうか。同じように、霞ヶ浦の里のほうも増設というふうにとらえていいのでしょうか。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

ピソ天神のほうは、新たに開設でございます。そのような施設を新しく開設するというのです。それから、霞ヶ浦の里につきましては、外壁の修理なので、今ある既存の施設のほうの修理というようなことでございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ピソ天神のほうは新たに開所というのですから、施設そのものを別に、ピソ天神の別な一角につくるということなんでしょうか。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

はい、そのとおりでございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

次に、10番です。農林水産にかかわる補助金についての内容について説明をお願いします。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

予算書24ページで3点ほどございます。

県支出金、県補助金、農林水産業費補助金でございますが、まず、いばらきの園芸産地改革支援事業補助金でございますが、志土庫園芸農業協同組合でクリの選別機に附帯する計量システム、クリの荷受伝票発行装置導入に対する県補助金257万2500円の3分の1以内で消費税を除いた81万6000円でございます。予算書26ページ、歳出、いばらきの園芸産地改革支援事業補助金に全額充当されます。

次に、農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金についてですが、補助額の確定に伴うもので、事務費として4万5000円が追加になったものでございます。歳入で受け、27ページ、歳出で全額充当されます。

最後に、環境保全型農業直接支援対策事業補助金ですが、環境保全型農業直接支援対策事業補助金3万6000円でございます。これは、国が新たに有機農業など環境保全効果の高い営農活動等に取り組む農業者に対しまして、10アール当たり8,000円を交付するという環境保全型農業直接支払交付金というもので、国が2分の1、県と市が4分の1ずつ負担するもので、国の交付金はこの事業の名前のおり直接農業者に交付されます。計上している3万6000円につきましては、国の補助金を除いた事業負担分に対する2分の1が県から入ってくる補助金でございます。

次に、歳出に移らせていただきたいと思えます。

いばらきの園芸産地改革支援事業の実施にかかわります志土庫園芸農業協同組合でクリの選別機械に附帯する計量システムとクリ荷受伝票発行装置を導入するのに対する県補助金3分の1以内の補助で、平成24年度茨城県の補助事業対応の確定が本年7月13日であったことによりましての総事業費257万2500円の3分の1以内の消費税を除いたもので81万6000円を計上してございます。

集荷につきましては、生産者ごとにベルトコンベアーに品物を置き、流れていくものを人の目で確認して、不良のものを外していく。次に、自動的に大きさごとに選別されまして、別々の計量器に振り分けられ、穴があいていまして、小、中、大といった感じでクリが流れていきます。その過程で、そこから先の計量器重量表示板と計量システム、パソコン、プリンターとソフト関係ですが、導入するのが今回の補助事業対象でございます。よろしく申し上げます。

次に、環境保全型農業直接支援対策事業補助金、19節負担金補助及び交付金の環境保全型農業直接支援対策事業補助金でございます。これは、化学肥料や農薬を使用しない有機農業等に取り組む農業個人等に交付対象としている補助でございますが、本年7月2日、受付期限までに新たに1名の追加希望がありましたことから、今回対象面積が当初283アールから460アールとなりまして、177アールの増に伴い、7万円を補正増するものでございます。

次に、農業者戸別所得補償制度推進事務費補助金です。内容は事務費で、臨時職員の賃金システム等に使用するものでございまして、当初予算においては710万9000円で要望しておりましたが、額の確定となる県の交付決定が本年の6月26日付でありましたことから、今回追加分4万5000円の増額補正を計上させていただいたものでございます。

10番の農林水産に係る補助金につきましては、以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ご丁寧なご説明ありがとうございました。

次に、土地改良整備支援事業にかかわる修繕料というんですけれども、これについては、場所なんかもきちんと教えていただけますか。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

場所が西成井のため池でございまして、消防署を過ぎまして霞ヶ浦庁舎へ向かう途中、ちょうど保育所のバスのとまるところがございまして、ちょうど自動販売機が置いてある先の農村公園の先の左へ入っていきますと、30メートルほど行ったところにため池がございまして。場所は、そのため池でございまして。

あと、内容でございまして。池の周りに50メートルほど、1.5メートルの高さのフェンスが設置してございまして。耐用というか、経過が過ぎてございまして、子どもたちが遊びに来て大変危険なことから、直してほしいというふうなことで、5月下旬、西成井の上宿区長さんから要望がございまして、安全の確保上、フェンスを修繕、資材を購入して新たに設置するものでございまして。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

わかりました。

その下の農業体質強化基盤整備事業というのは実施設計委託になってはいますが、それと関係するんでしょうか。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

当初予算で実施設計と工事請負を計上してございまして。旧千代田地区の東野寺地区の農道整備でございまして……

[佐藤議員「それとは違うのね」と呼ぶ]

○環境経済部長（藤崎宏明君）

ええ、そこのちょっと……

[佐藤議員「ため池の話とは違うんですね」と呼ぶ]

○環境経済部長（藤崎宏明君）

違います。失礼しました。違います。

[佐藤議員「では、改めて」と呼ぶ]

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

今回、補正で計上させていただきました内容でございまして。

農業体質強化基盤整備事業の実実施設計委託につきましては、当初、上佐谷かん排——かんがい

排水ですね、あと東野寺の農道整備、さらに坂地区の農道整備、3カ所ございまして、当初453万8000円を計上させていただいています。そのうち、東野寺地区の農道整備につきましては、当初は市道⑩1742号線から天の川堤防へ接続しています3路線を計画していましたが、地元からの強い要望と上部機関との協議をしまして、東野寺集落から天の川堤防わきからの恋瀬川のところにあります揚水機場までの市道⑩1762号線を優先しまして整備するように計画変更したことによりまして、設計費に不足が生じたので、今回増額をお願いするものでございます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、それと関連して、農道整備にかかわる委託料と工事請負費というのが一体となっているということで増額というふうに理解してよろしいのでしょうか。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

当然、今回増額となりますので、工事費につきましても、今回の実施設計をしまして工事費の金額が確定しましたらば、再度補正を12月あたりをお願いしたいかなというふうな考えで、こういうふうに考えてございます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、今言った東野寺ほか3カ所と言いましたよね。3カ所でよろしいですか。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

そのとおりでございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

消防団の施設整備にかかわる詰所の整備工事ですけれども、これはどういう内容か、あと場所も含めてご説明をお願いします。

○副議長（中根光男君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

消防団施設整備にかかわる詰所整備工事の補正予算措置についてお答えいたします。

繰越明許費の1棟を含め、今年度4棟の消防団詰所を建設するための増額補正でございます。補正理由につきましては、東日本大震災の影響から、資材や人件費、工事費の高騰、さらに当初

設計の見積もり額が低く、入札で2度不調になりましたので、設計の見直しを行い、今回増額補正を行うものであります。

場所につきましては、五反田地区に1カ所、上稲吉集落センターに1カ所、上土田集落センターに1カ所、中志筑旧駐在所跡地に1カ所、計4カ所となります。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

不調が続いたということで設計見直しをして増額ということですが、設計か何かの間違っていませんか。

○副議長（中根光男君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

当初設計額が、先ほど説明したとおり震災前のものでしたので、現状の今の状況と額に差が生じたというようなことで、今回設計額の見直しを行ったような結果になっています。

以上です。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、人工ではなくて材料費が大幅に見直しがされたということですか。

○副議長（中根光男君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

そのこともございますが、うちのほうの最初からの設計額自体がちょっと低過ぎたという部分もありまして、実際に水回り等、トイレ等もつけますので、水回り等の部分も若干額的に低過ぎたので、このような状況になったのではないかと考えております。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いろいろ不調が続いたりしているところで、こういう設計の問題については私もいろいろ聞いておりますので、十分に注意していただきたいと思います。

それから、下水道の事業の特別会計の繰越金については、次の下水道のところと関連すると思いますが、とりあえず説明をいただけますか。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

ご質問の下水道事業特別会計の繰出金でございますが、議案第64号で下水道事業特別会計補正

予算を提案しております。補正予算の財源としまして、公共汚水ますの設置工事に伴う新たに賦課する受益者分担金及び単独汚水管布設による受益者負担金として154万8000円、繰越金により1418万7000円を計上しておりますが、財源不足となる720万1000円につきまして、一般会計から繰り出すものでございます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

人件費については簡単に説明して、これで終わります。

○副議長（中根光男君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

人件費の内容でございますが、当初の予算につきましては、各課等へ5000万円を配分しましたが、配分額以外に時間外の実態に対応するため、一般会計の総務費、一般管理費に1112万9000円を予算計上しております。この予算の中から12月までに不足が見込まれる他の予算科目に対して追加配分する内容でございます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私からも、議案第61号 平成24年度一般会計補正予算（第4号）についてお尋ねします。

こちらの4号の提案の中には数字が出ていないんですけども、本来ならば、水道の補正でもあれば、その辺で伺いたかったところなんですけど、合併特例債の充て方で、水道、霞ヶ浦地区と千代田地区の接続について、当初は、市長の説明ですと、合併特例債を用いて水道会計のほうに補助金を出して、もしくは運営補助金以外ですと合併特例債が水道の事業に直接借り入れできるんですか、ちょっとそのあたりは不明なんですけれども、いずれにしましても水道の接続、これはいつまた来るやもしれないというリスクもあるものですから、全然進捗のほうは聞こえてきません。過日の一般質問において私が特別交付税のことに関しての質問をしましたが、市長はその中で、繰り越しを水道にも充てるんだということでおっしゃっていたので、ちょっと気になっていたものですから、改めてお尋ねいたします。

○副議長（中根光男君）

それでは、5番 古橋智樹君に再度通告いたします。議案質疑で再度質問をお願いしたいと思います。議題外となっておりますから、よろしく申し上げます。

○5番（古橋智樹君）

では、お尋ねしますが、繰り出し金として水道に、私はいつ組んでもらえるのかなということで、

市民の方も水道の確保には万全を期していただきたいという思いはみんな一緒だと思います。にもかかわらず、補正もゼロなものですから、お尋ねいたします。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

水道事業の霞ヶ浦町から千代田町への統合の件でございますけれども、平成24年度におきましては、合併特例債事業で水道事務所のほうには合併特例債の2分の1の出資金ですか、そちらを計上しているのと、あとは公営企業の起債、あとは一般財源で対応しているはずですが、25、26、今後3年間の事業でございますけれども、合併特例債やら企業債やら、そういった財源調整をして進めていこうということと考えております。24年度については、とりあえず合併特例債と企業債、一財の対応でございます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

すると、今回4号ですけれども、いまだ合併特例債の借入れは実行していないということですよ。

○副議長（中根光男君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

通常の起債と同様に、合併特例債もそうでございますけれども、その都度、事業の進捗状況にあわせて財政課のほうは県との協議は実施してございますけれども、最終的に事業が終了した時点で起債のほうも幾ら借りるかといったことになってきますので、まだ実施しておりません。

以上です。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

これはお尋ねできるのかなんですが、そういう答弁を受けてのお尋ねになるんですけれども、その進捗はどういうふうになっているんですか、接続に関して。合併特例債の借入れは、すべて完了後に申請するということですね。それはわかりましたので、では、その進捗がどうなっているのかという答弁をもらいたいんですが。

○副議長（中根光男君）

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

今年度分の工事費分ですけれども、9月、工事の設計が上がっております。この後、すぐに選考委員会を開いていただいて工事発注となる予定でございます。

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

あれほど宮嶋市長が震災後、市民の皆様にも、すぐさま取り組みたいとお約束して、いろいろ資金繰りの関係上、今年度から3カ年ということになりましたけれども、市長、それは大分約束、計画からするとおこなっているということですよ。

○副議長（中根光男君）

議題外でございますので、また質問を再度お願いします。

○5番（古橋智樹君）

では、関連ではないからお答えしないということですので、私は十分市民の皆さんにお答えする市長の責任はあると思うんですけども、お答えにならないということですので、結構です。

以上で終わります。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

議題外であります。参考までにお話ししておきますが、資金的に問題があって3年かかるということではありません。資金的な問題ではなくて、順を追った設計とか、あるいは工事とか、要するに1年でやろうとしても無理なんです。2カ月で設計を終わらせちゃって10カ月で工事をやっちゃうとか、それは無理なんです、物理的に。だから、資金繰りの関係ではないです。そういうことで、資金繰りがつかないから、故意におくらせているとか、そういうことはありません。最短距離でやっています。

○副議長（中根光男君）

それでは、再度注意をお願いいたします。あくまでも議案質疑でございますので、議案に沿った内容で質問内容を配慮願いたいと思います。

〔「関連は許されるはずですよ」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中根光男君）

ほかに質疑はございますか。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

議長に一言申し上げます。一般質問ではなくて議案質疑の場合の関連は許されるはずですから。園芸振興事業の関係のいばらきの園芸産地改良支援事業補助金ということについて、事業計画書に基づいた説明をお願いしたいんですが。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

栗山議員さんの質問にお答えします。

この事業は、志士庫園芸農業協同組合からの要望で、クリの選別機械に附帯する関係の機械の購入でございます。

内容ですが、クリの荷受伝票発行装置で管理システムがございます。コンピューター関係、あとプリンターがございます。先ほども説明しましたが、クリを選別する過程で、まず集荷につ

きましてコンベアーで品物を置き、流れていくものを小、中、大というようなことで分けていきます。その分けていく中で、分けていく部分は既存の設備で対応しますが、そこから先の計量器重量表示板と計量システムですか、パソコン、プリンターとソフトがございしますが、それらを導入するものが今回の補助事業の対象というようなことになってございます。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

事業の工程表があったら教えてください。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

今、手元ございませんので、板垣農林水産課長から説明を申し上げます。よろしくお願ひします。

○副議長（中根光男君）

農林水産課長 板垣英明君。

○農林水産課長（板垣英明君）

事業の工程表ということですが、ちょっと今、私どもも持っていませんで、前年度末ごろから市・県、事業主体で補助事業の対象となるかどうか打ち合わせをしてきました。要望書提出なども経てきまして、金額を含めまして平成24年度県補助事業ですか、対応に確定しましたのが平成24年7月13日となっております。

詳しい工程表等は今準備できませんので、後日提出いたします。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

別に反対しているわけではないですよ。後日といっても、今、クリの最盛期に入ろうとしているの。今の段階で機械はもう入っているんですか、入っていないんですか。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

確認してございませんので、大変失礼なんですけど、わかりません。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

今使おうとするもの、7月13日にこれ、決定しているんですよ。何らかの形でことしに間に合うようにできるはずですよ。私はだめと言っているんじゃないんです。大いに賛成なんですよ。ただ、補助金問題でいろいろな問題が今発生しているわけだよね。そこを一番心配しているんですよ。

それで、この機械は注文生産なんですか、既製のものなんですか。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

手元に資料がございませんので、その点も、今、議員さんがおっしゃったそういったことも含めまして、今、時期的にクリの最盛期でございます。そういったことで十分注意したいと思えます。

○副議長（中根光男君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時12分

---

再 開 午後 2時19分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

今、議員さんからありました工程表、あと注文生産、機械は入っているかというようなことでございますが、今休憩をいただきまして、確認がとれませんので、確認させていただきますので、大変すみません。よろしくお願いします。

○副議長（中根光男君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

今だけの休憩時間があれば、志士庫園芸組合に電話すれば、入っているか入っていないかぐらいはすぐわかるんですよ。補助金の問題であれだけ騒いでいるんだから、最終日は19日でしょう。ことし間に合わないでしょうが。7月13日なら臨時会でも開いて便宜を図ってやればいいんですよ。それが一番大事だと思う。

終わり。

○副議長（中根光男君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第61号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第61号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

異議なしと認め、さよう決しました。

続いて、お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第61号の討論・採決は会期15日目の9月19日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第 8 議案第 6 2 号 平成 2 4 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

○副議長（中根光男君）

日程第 8、議案第 62 号 平成 24 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

8 番 佐藤文雄君。

○ 8 番（佐藤文雄君）

議案第 62 号、国民健康保険特別会計の補正予算（第 2 号）のほうです。

人間ドックの受診に対する補助金ということで、これは後期高齢者のほうとはまた違うということだと思っておりますけれども、改めて説明をお願いします。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

議案第 62 号 平成 24 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の中の人間ドック受診者に対する補助金につきましては、8 款保健事業費、2 項保健事業費、2 目疾病予防費、19 節負担金補助及び交付金に 40 万円の追加補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、人間ドックの補助金を補正するもので、当初予算では人間ドック受診者 630 名分の 1428 万 3000 円を計上しておりましたが、8 月末現在の受診者数が 627 名であり、今後不足することが予想されますので、20 名分、40 万円を追加するものでございます。

平成 23 年度の実績でございますが、595 名分の 1284 万 8000 円を予算に計上しておりましたが、受診者数が多かったことから、年度途中において申請を打ち切ったという経緯もあります。そういったことから、本年度につきましては、昨年度に比べ 35 名を増加した 630 名分を当初予算に計上しておりましたが、なお不足するという状況となったため、補正をお願いするものでございます。

○副議長（中根光男君）

8 番 佐藤文雄君。

○ 8 番（佐藤文雄君）

23 年度の実績は 595 名で、これはたしか増額したような気がしますが、増額して 595 名で最終的には打ち切ったと。ただ、こういう増加傾向にあるので、今年度は 630 にしたと。それで

もまた、もう締切時点で627人ということで20名プラスということなんですけれども、やはり人間ドックに対する意識というのは高まっているのでしょうか。後期高齢者もそうですけれども、どう見ていらっしゃるでしょうか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

人間ドックの受診につきましては、近年増加傾向にあります。また、市としましても、疾病の早期発見ということから、医療費の削減につながりますので、ぜひドック受診をお願いしたいということでおります。

[佐藤議員「終わります」と呼ぶ]

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第62号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第62号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

異議なしと認め、さよう決しました。

続いて、お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第62号の討論・採決は会期15日目の9月19日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第 9 議案第63号 平成24年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○副議長（中根光男君）

日程第9、議案第63号 平成24年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

ただいまのところ、質疑通告はありません。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第63号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第63号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

異議なしと認め、さよう決しました。

続いて、お諮りをいたします。

ただいま議題となっている議案第63号の討論・採決は会期15日目の9月19日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

#### 日程第10 議案第64号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○副議長（中根光男君）

日程第10、議案第64号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

議案第64号、下水道特別会計の補正予算（第3号）です。

内容について6点質問をしております。ポンプ場の設置の汚水ポンプの交換、舗装復旧工事、管路カメラ調査委託料、公共汚水排水設置工事、計画区内未整備地区の下水管布設工事費、人件費ということです。一般会計から繰り入れをしていると思います。今、山本部長のほうからも若干入り口でお話をしたと思います。補正予算の措置を今回行った理由も含めて、場所もかなり詳しい説明書を用意してありますので、詳細に説明をお願いします。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

それでは、議案第64号によるご質問につきまして、お答えをいたします。補足資料として箇所図等をお配りしておりますので、あわせてごらんをいただきます。

各歳出内容でございます。事業ごとに申し上げます。

下水道維持事業による修繕費316万4000円とする補正の内容でございますが、逆西中継ポンプ場及び向原ポンプ場による汚水ポンプの交換、これにつきましては、メンテナンス業者よりの指摘がございまして、行うものでございます。また、場所を特定しておりませんが、4カ所ほど見込んだマンホール周辺舗装段差修繕等によるものでございます。

次に、特定環境保全公共下水道維持事業による1398万5000円とする補正の内容でございます。

修繕料による650万円につきましては、県道石岡田伏土浦線舗装復旧工事に要するものであります。県道に埋設されている下水道管渠上部の舗装部分において舗装面に沈下が生じたことから、志戸崎地内及び牛渡地内における舗装・補修にかかわる修繕料となります。

また、管路点検清掃業務委託料628万5000円につきましては、下水道管路施設における震災に伴う新たな被災状況調査として、テレビカメラによる管路点検と清掃業務による委託料でございます。

工事請負費120万円ではありますが、宅地内への公共汚水ますの設置申請が当初見込みより多くあることから、公共ます設置に要する工事請負費を補正するものでございます。

続いて、公共下水道整備事業による工事請負費540万円とする補正の内容でございますが、下水道整備計画区域内であります汚水管渠が未整備箇所である稲吉南地内について、新規の下水道加入申し込みによるものであります。また、稲吉東地内については、土地利用形態の変更により、新たに未整備箇所の整備要望に基づくものであります。2カ所につきまして単独汚水管渠布設に要するため、工事請負費を補正するものであります。

人件費につきましては、時間外勤務手当として下水道総務費12万2000円、特定環境保全公共下水道整備事業費34万5000円を補正するものでございます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今回、補正予算とした理由について、今説明がなかったような気がします。特に、前にもちょっと6月の議会だったかと思うんですけども、志戸崎とか、こういう災害復旧にかかわった問題について指摘したような気がするんですけども、この時期になったということについての説明がなかったような気がしますけれども、いかがですか。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

県道の舗装復旧に関しましては、6月議会にも補正をいただいております。実施したのが4月のかすみがうらマラソンの前に施工したわけでございますが、その後、隣接した箇所、志戸崎地内につきましては、前回補修した続きの箇所でございます。また、牛渡地内につきましては、補修は行っていなかった箇所でございますが、それ以後に沈下が発生したため、茨城県土浦土木事務所の要請もございまして、今回補正予算として計上したものでございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

新たに復旧をしなければいけない箇所が見つかったということですね。

それとあわせて、管路カメラ調査委託料というのは、まだまだそういう箇所があるだろうということで追加で補正をしたということなんでしょうか。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

管路調査に関しましては、やはり市道でございますが、現状沈下が見られます。そのため、管路調査を委託するものでございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

沈下が見られているところを重点的にやるということだと思いますけれども、沈下が予想されている箇所というのはどちらですか。もう一度確認したい。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

1カ所は田伏中台地内でございます。もう一カ所につきましては、牛渡下郷地内でございます。どちらにつきましても、片側が水田の箇所、もう一方が南ゾッペの高台になっております。そういう地形のところで、やはり湧水箇所かなと私のほうでは思っております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ここに書いてありますけれども、これがそういうことですね。黄色が管路カメラ調査、今言った田伏中台、それから牛渡下郷ですか、これが場所だと思いますが、そういうことですね。ですから、これをわざわざつくっているんですから、この絵を指し示して、皆さん持っていらっしゃいますので、そういうふうに説明したほうが非常にわかりやすいんですよ。私も何回も質問しなくても済みますので、この絵に基づいて、やはり今後説明をしていただきたいと思います。

以上でいいです。

○副議長（中根光男君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

人件費の補正につきましては、時間外勤務手当に不足が生じたために補正するものでございます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第64号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第64号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

異議なしと認め、さよう決しました。

続いて、お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第64号の討論・採決は、会期15日目の9月19日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第11 議案第65号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○副議長（中根光男君）

日程第11、議案第65号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

ただいまのところ、質疑通告はありません。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第65号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第65号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

異議なしと認め、さよう決しました。

続いて、お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第65号の討論・採決は会期15日目の9月19日にいたしたいと思

いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第12 議案第66号 平成23年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について

○副議長（中根光男君）

日程第12、議案第66号 平成23年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

ただいまのところ、質疑通告はありませんが、質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第66号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第66号の審査については、一般会計決算審査特別委員会へ付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

異議なしと認め、一般会計決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

---

日程第13 議案第67号ないし議案第72号

○副議長（中根光男君）

日程第13、議案第67号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてないし議案第72号 平成23年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定についてまでの6件を一括議題といたします。

これより質疑を行います。

ただいまのところ質疑通告はありませんが、質疑はありますか。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

一括ということで、67号から72号の水道までですね。

まず、議案第67号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてということで、まず徴収率なんですけれども、今回の徴収率について、過去5年間の現年度の分と過年度分の徴収率の推移についてご質問をいたします。

これまで国民健康保険収納率が低かったということが言われておりますが、23年度に税率の改正がされました。そういう意味で、徴収率が上がっているやには思われますが、これについてご報告、その評価も含めてお願いしたいと思えます。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

議案第67号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計決算の認定につきましての徴収率について、過去5年間の現年度分及び過年度分の徴収率推移一覧とその評価につきましては、資料A4の縦長の資料をお配りしておりますので、まずこの内容についてご説明をさせていただきます。

表の上段に現年度分がございます。このうち一般分、退職分、合計したものが3段目でございます。18年度から23年度までの現年度分の合計では、一番右端に収納率がございますけれども、87%台から90%台を推移しております。23年度には税率改正があって近隣並みに引き下げられたところでございますけれども、22年度と23年度の現年度分を比較しますと、22年度が88.46%、23年度は88.82%で、若干ではありますが、収納率は向上しておりますけれども、大きな変化はないところでございます。

滞納繰越分につきましては、2段目の表がございます。合計欄で申し上げますと、一番右端の収納率では12%台から17%台を毎年推移している状況でございます。現年度分の収納率の合計ですけれども、18年度は90.49%でありましたが、その後は毎年90%を下回っている状況でございます。徴収率の向上が課題となっているようなところでございます。

なお、滞納繰越分につきましては、収納率が10%台となっておりますので、滞納額が増加するという状況が続いております。現年度分につきましては、滞納額が累積しないように早い段階から納付していただくために、電話等による催告や納付相談を行っております。また、それでも納付いただけない方につきましては、滞納処分というようなことも行うことによりまして徴収率の向上に努めているところでございます。なかなか困難な状況が続いているというような状況でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

私もずっと統計をとっておるんですけれども、不思議なのは一般医療と一般支援と、それから一般介護というのは同じように納めるんじゃないかなと思うんですよね。そうすると、これは基本的には収納率というのはそれぞれ違わない、同じなんじゃないかなと思うんですけれども、これが違っているのは、まず何でしょうか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

一般分と退職分に関しての収納率の違いということ……

[佐藤議員「それは別々です」と呼ぶ]

○市民部長（根本光男君）

ではなくて……

[佐藤議員「一般と退職はまた別々にしています」と呼ぶ]

○市民部長（根本光男君）

ちょっとご質問の内容がわかりませんので。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

私の、一応決算に基づいて入力をした中身ですけれども、一般医療のほうは調定額に対して収入済み額が大体88.76%、23年度は。それから、一般の支援のほうは88.1%になっているんです。一般の介護については85.42%になっているんですよ。普通は同じように納めているので、その食い違いというのは何なんだろうかなと思ったんですよ。普通は、納めるときには一緒に納めますよね。介護分だけで納めるとか、そういうことはないわけで、医療と介護と支援分、一緒だと思うんです。なぜそういうふうになるのか、ちょっと不思議だなと思ったので質問をしたんですけれども、わかりますか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

国保の保険税に関しましては、基本的には一般医療分、支援分、介護分ということで、特別徴収、普通徴収それぞれ一括して徴収しますので、基本的には収納率は同率になるはずなんですけれども、納めていただく方によって内容が若干異なる場合も間々あるかと思えます。そういったことから徴収率が若干異なるのではないかと思います。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

多くは別に問題にしません。なぜそうなったのか、一度集計をしてみて分析していただきたいと思えます。

それと、やはり現年度課税分で一般医療と退職医療も含めて、19年度が、私のデータですと90.03%が収納率だったんです、合計で。19年度ですね。それから、今回の23年度では88.99というふうになっています。基本的にそんなに大きな差はないかなとは思いますが、19年度と23年度の違い、これについてどういうふうにお考えですか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

ご質問のように平成19年度と平成23年度の収納率につきましては、お配りした資料の中でも19年度が88.19%、23年度は88.16%ということで、大きな違いはないということなんですけれども……

[佐藤議員「大きな違いがある。19年度」と呼ぶ]

○市民部長（根本光男君）

収納率、一般分の現年度分の収納率ということですよ。

[佐藤議員「そうです」と呼ぶ]

○市民部長（根本光男君）

19年度と23……

[「22年度」と呼ぶ者あり]

○市民部長（根本光男君）

22年度分ですか。大変失礼しました。22年度につきましても、お配りした資料では87.85%ということで収納率が落ちております。この内容につきましても、以前国庫補助金が削減されまして、それを保険料で埋めるということで増税があった関係で収納率も下がったのではないかと考えられます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

細かいデータのところについては、突き合わせしないとちょっとわかりませんので、後で突き合わせをしながら、また打ち合わせをしたいと思いますが、実際は20年度までは90%、現年度分であったんですよ。20年度に後期高齢者支援分をまるっきり上乗せしたものですから、大幅にこれは87ぐらいになってしまったというのが実際なんですね、収納率が。今回、23年度には89%近くまで回復したというふうに私は見ているんですが、そういう意味では、やはりかなり国保税の収納率については、そういう問題で国保税を大幅に上げたということが影響しているというふうなことが挙げられると思います。

23年度は若干そういう意味では近隣市町村並みに下げたということが1つ評価されるのかなというふうには一面ではとらえられると思いますが、滞納の繰り越し分については、なかなか伸びが悪いんですけども、今、滞納処分ということをおっしゃいましたけれども、この滞納処分は国保に限って、どのくらい滞納処分の件数があつたんでしょうか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

すみません。暫時休憩をお願いします。

○副議長（中根光男君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時53分

---

再 開 午後 2時59分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

申しわけありませんでした。国保税に関する滞納処分の実施の状況、件数でございますけれども、国保税に関しましては滞納処分を実施しております。

また、その件数でございますけれども、国保税だけを抜き出して滞納処分を行っているという

ことではなくて、市税、国民健康保険税、それと後期高齢者保険料等をあわせて滞納処分を実施しております。

滞納処分の内容としましては、不動産の差し押さえ、動産の差し押さえ、給与、預金等の差し押さえということでございまして、23年度は822件ほど滞納処分、差し押さえ等を行っております。また、22年度につきましては703件ということで、比較しますと119件ほど23年度は増加しているというような状況でございます。あくまでも一緒に差し押さえ、滞納処分しておりますので、国保は抜き出すことができませんので、ご了解いただきたいと思っております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

市税一般、それから国保税、これを全部あわせて滞納処分ということで、国保だけを抜き出してやることは不可能だということなんでしょうか。難しいんじゃないかと不可能なんでしょうか、抜き出すことは。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

滞納者によっては複数の科目の滞納がございまして。そういったことから、滞納処分を行うに当たりましては、それぞれの税ごとではなくて1人の人の滞納額に対して滞納処分を行うほうが効率的であるということから、一緒に行っております。個別にやるのはちょっと難しいかと思っております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いや、1人は1人ですよ。だから、そこに国保税があつて、市民税があつて、また別なものが、例えば固定資産があるとしますよね。それは1人であってもね。ところが、国保にかかわらないやつははじき飛ばせばいいわけでしょう。だから、国保にかかわっていれば、国保にかかわる人の滞納処分というのは抜き出してわかるんじゃないかなというふうに思ったんですよ。

可能かどうか一度検証していただきたいというのと、今るる説明をしましたけれども、22年度が703件、23年度が822件ということでプラス119件、かなり大きい数字だと思うんです。その前の、ついでに21年はどうだったのか。それで、それをあわせて後で一覧表で提出していただけますか。とりあえず21年度の件数だけ。そこに、手元になければしょうがないですけれども、21年度があれば教えていただけますか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

21年度に関しましては、資料がございませんので、後ほどお渡ししたいと思います。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

では、後で、経年度で少なくとも5年間分ぐらいは滞納処分のことについて出していただきたいなと思います。たしか市長が、かなりこの滞納処分の問題について、膨大な処理というか、それがあって処理し切れないというくらいに一度話をしたことがあると思います。そういう状況で、今、一般の市民の暮らしが大変だということが浮き彫りにされているんじゃないかなと思いますので、その辺についてお願いします。

それから、不納欠損についてなんですけれども、過去5年間の件数及び金額、根拠法に基づく内訳と説明ということ、通告はしませんでした、内々に質問をしますよというふうに言っておきました。特に、23年度が308件で7622万897円というふうに変な大きい不納欠損を処分しておりますので、これを中心に説明していただきたいと思います。法令も含めて。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

2番目の不納欠損の状況でございますけれども、過去5年間の件数及び金額、その根拠法に基づく内訳と説明ということで……

[佐藤議員「22年と23年度だけでいいよ」と呼ぶ]

○市民部長（根本光男君）

資料につきましては、A4横長の表をお配りしておりますので、この表をごらんいただきたいと思っております。

不納欠損につきましては、納税交渉や財産調査、差し押さえ処分等の滞納整理の結果、滞納者の資力を喪失させる一定の事実が生じ、滞納処分を執行すればその生活を著しく窮迫の状態にさせるなど滞納処分を執行させることが不相当である場合、租税債権の放棄を認めたものと考えております。

平成23年度の欠損処分は、22年度と比較しまして2922万325円増の、ご質問にもありました308件、23年度7622万897円でございます。処理件数は全体で、先ほども申しあげました308件で、件数では104件ほど増となっております。

増加となった要因ですけれども、不納欠損はその年の事由により増減しますので、一概にその是非について申しあげられませんけれども、調書から判別しますと、地方税法第15条の7第4項の規定による執行停止後3年経過の案件が全体の件数で118件増となっております。金額で2535万9805円の増でございます。また、同法第15条の7第5項の規定による即時消滅につきましては、248万3010円減でございます。また、同法第18条の規定による時効につきましては、634万3530円の増加となっております。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

過年度というか、5年間のやつを見て非常に特徴的なのが、執行停止後3年経過というのが急激にふえているんですね、21年、22年、23年。特に、その前は、20年は1件だったんですね。そ

れから28件になり、109件になり、227件になると。これだけの執行停止がふえている。一方で、時効については、これも私、かなり厳しく言ったんですけども、時効については5年経過ですね。5年経過は20年度に463件、7812万9506円やったということで、これは職務怠慢だったんじゃないかというふうな指摘をしたことがあります。

今回、急激に22年、23年に3年経過の執行停止というのがふえているというのは、実態はどうなんでしょう。これについて実態がよくわかりかねるんですけども、その点についてはいかがですか。

**○副議長（中根光男君）**

市民部長 根本光男君。

**○市民部長（根本光男君）**

執行停止後3年経過につきまして、平成22年度、23年度とかなり件数が増加しております。

この内容でございますけれども、執行停止3年経過につきましては、生活困窮により執行が停止され、再調査の結果、生活保護に該当するというケースもございます。また、住所不明により執行が停止され、調査の結果、財産及び収入がないというような案件もございます。職権消除のまま居所不明となり、不動産がありますけれども、滞納処分を超える見込みのない案件等もございます。また、財産がないため執行が停止されておりましたが、収入はありますけれども、差し押さえ可能額に満たない案件等があるということでございまして、税を生活困窮のために納めることが困難であるような方につきましては、差し押さえをしますけれども、その後、財産がなかったということで差し押さえを解除し、その後3年間経過を見まして収入が増にならないようなケースにつきましては不納欠損処分するというようなことで、そういった方が増加しているというような傾向があると思います。

**○副議長（中根光男君）**

8番 佐藤文雄君。

**○8番（佐藤文雄君）**

実は、20年に大幅に上がりましたよね。今話しましたように後期高齢者医療分をそっくりそのまま上げて、大幅な引き上げになったんですね。逆に、それがかなりの国保税の負担になった、そういうこともあわせると、ちょうど3年ぐらいでこの執行停止の状況にだんだん移ってきているというふうにも見てとれるんです。

今、生活困窮が多いというふうに言って、るる説明しましたので、それについては、このデータについて、それを分析したやつの結果を後で提出していただきたいと思いますが、大丈夫ですか。提出できますか。

**○副議長（中根光男君）**

市民部長 根本光男君。

**○市民部長（根本光男君）**

少々時間をいただいて分析をしてみます。それで、可能な限り提出できるような方向で進めさせていただきますと思います。

**○副議長（中根光男君）**

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

実は、不納欠損しなければ、逆に滞納額がどんどん雪だるま式に大きくなるという点で、不納欠損が絶対にだめだということでは私はないと考えております。ただ、その事由が明確でないまま不納欠損ということになると、やはり問題ではないかというふうに思うんです。特に、今回不納欠損しないで、不納欠損分と未納額の合計額というのは、いわゆる滞納額に相しているわけですね。そうすると、7億円を超えちゃうんですね、不納欠損しなければ。7億円を超えているわけですね。それを調定額と比較すると約35%が滞納になっちゃっているという結果にもあらわれてくるので、この点については、やはりきちっと精査をする必要があるというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、きょう、朝、資料お出ししたと思うんですけども、国保状況についてなんですけれども、国保の加入世帯と加入者数、それから今は2割、5割、7割の軽減になっております。この軽減世帯数、それから資格証明書は発行しているかどうか、それから短期保険証はどのくらいになっているのか、これについてお答え願ひえますか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

まず、短期保険証の発行につきましては、平成17年度から発行件数がかなり増加しております。17年度につきましては338件でございますけれども、23年度につきましては991件ということで、約3倍ほど増加している状況でございます。

あと、資格証明書の発行は、現在ではございません。23年度等ではないという状況でございます。

申しわけありません。国保加入世帯数につきましては、資料と若干異なる部分がありますけれども、平成17年度につきましては8,431世帯、途中増減がありますけれども、平成21年度では7,218世帯、22年度は7,274世帯で、23年度につきましては7,294世帯というような状況でございます。

被保険者数につきましては、平成17年度では1万8742名、途中増減はありますけれども、22年度では4,000名近く減ということで1万4042名、23年度では1万3895名ということで減少している状況でございます。

また、軽減世帯につきましては、平成17年度から平成21年度までは4割軽減、6割軽減を実施しておりましたけれども、22年度、23年度につきましては、この軽減割合が変更となりまして7割軽減、5割軽減、2割軽減というような対象になっております。22年度につきましては、2割軽減世帯が871世帯、5割軽減が405世帯、7割軽減が1,677世帯ということでございます。また、23年度につきましては、2割軽減世帯が902世帯、5割軽減世帯が429世帯、7割軽減世帯が1,715世帯ということで、軽減世帯数も増加している状況でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

かなり国保の加入世帯のほうが、私のデータはちょっと違うんですけども、20年度から75歳

以上が後期高齢者に繰り入れられたものですから、大幅に減っているというふうに思います。やはり短期保険証がこれだけ多くなっているというのは深刻な事態だというふうに思います。

そういう中で、短期保険証の取り扱いなんかは、やはり十分に配慮していただきたいなというふうに思っておりますが、かすみがうら市全体の人口に対して国保加入被保険者数はどのくらいの割合になりますでしょうか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

かすみがうら市の全人口に対する国保加入者被保険者数の割合でございますけれども、約32%程度かと思えます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ちなみに、世帯数だとどれぐらいですか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

加入世帯数の割合でいいますと、約17%程度かと思えます。

[佐藤議員「国保加入世帯数だよ」と呼ぶ]

○市民部長（根本光男君）

大変失礼しました。市の全体の世帯数と加入世帯数の割合につきましては、50%に近い方が国保に加入しているというような状況でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

19年度までは大体世帯数で56%ぐらいだったんですよ。20年度になって後期高齢者に移った方がいらっしやいまして、その後は大体46%が国保加入の世帯数の率になっております。

それから、国保の世帯の所得と保険料についてお尋ねしたいと思いますが、これも資料を提出しております。これを埋める形で教えていただきたいと思いますが、国保世帯の所得と保険料について、23年度の決算の状況なんですけれども、1人当たりの保険税額が幾らになるのか、平均。

ごめんなさい。まず1つは1世帯当たりの所得金額が幾らで、1人当たりの所得金額が幾らで、それから保険税の調定額が幾らなのか、それから1世帯当たりの保険税の調定額が幾らなのか、そして結果的に1人当たりの保険税の税額が幾らなのか、これについて説明いただけますか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

国保の1世帯当たりの所得額につきましては、平成17年度で申し上げますと186万3579円、平

成20年度が195万1300円、22年度につきましては155万8973円でございます。

[佐藤議員「23年度」と呼ぶ]

**○市民部長（根本光男君）**

23年度につきましては、現在資料がございませんので、後ほど提出させていただきたいと思えます。

続きまして、1人当たりの所得額につきまして、平成17年度では83万3528円、平成20年度では99万722円、平成22年度では79万8081円。こちらも23年度はございません。

保険税調定額の合計につきましては、平成17年度では14億4128万7100円でございます。20年度につきましては15億9793万3400円で、22年度につきましては13億9002万9300円ということです。23年度につきましては、ございません。

1世帯当たり保険税調定額につきましては、17年度が17万2320円、20年度では21万6083円、22年度が19万1069円でございます。こちらも23年度はございません。

1人当たり保険税額の合計でございますけれども、平成17年度が7万7074円、平成20年度が10万9711円、平成22年度は9万7813円でございます。こちらも23年度はございません。

以上でございます。

**○副議長（中根光男君）**

8番 佐藤文雄君。

**○8番（佐藤文雄君）**

23年決算なんですよね。今の数字はもう既に決算で確認をしているところなんです。今見てもわかりますように、1世帯当たりの所得がどんどん減っているということですから、恐らく減っているんでしょう。ということは、1人当たりの所得も減っていると思います。調定額についても、今度は変わってきているのかなというふうに思いますので、きょうは難しかったんだろうと。きょうの朝、提出しましたので、難しかったんだろうと思いますが、これについては後ほど提出をして、皆さんにもお配りをいただければというふうに思います。

それから、1人当たりの保険料の給付額、これについて、いかがですか。23年度は恐らく出ていませんが、今言ったような中身でお示しできますか。

**○副議長（中根光男君）**

市民部長 根本光男君。

**○市民部長（根本光男君）**

1人当たりの給付額につきましては、平成17年度で16万5798円、平成20年度では18万3061円、平成21年度では21万680円ということで、この給付額につきましても年々増加している状況でございます。

**○副議長（中根光男君）**

8番 佐藤文雄君。

**○8番（佐藤文雄君）**

1人当たりの給付額もふえているという傾向にあると思いますので、23年度のやつは同じように精査をしていただきたいというふうに思います。

それから、これも資料を事前に出しておりまして、私は決算に基づいて国保加入世帯数とこれ

を調整しながら出してみたんですけども、これは、まず被保険者1人当たりの一般会計の繰入額がどのぐらいになっているのか、それから一般会計の法定外の繰入額が幾らなのか、結果的に1人当たりの法定外の一般会計の繰入額は幾らなのか、これについてお答えいただけますか。

ちなみに、一般会計の繰入金は、20年が2億3428万2000円なんです。21年が22万1620円、22年が3億7441万8000円、23年度決算が4億7359万2000円というふうになっているかと思います。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

大変申しわけありません。一般会計繰入金につきましては、今言っていた金額でございます。

そして、一般会計繰入金の内訳でございますけれども、代表的なもので申し上げますと、出産育児一時金で平成19年度が2万1467円、平成20年度が2万3333円、23年度は2万1866円ということでございます。

国保財政安定化支援事業分としましては、19年度が1万9695円……

〔「違う」「1,000円単位だろう」と呼ぶ者あり〕

○市民部長（根本光男君）

失礼しました。訂正させていただきます。出産育児一時金分につきましては、平成19年度が2146万7000円で、平成20年度は2333万3000円、23年度につきましては2186万6000円でございます。

国保安定化支援事業費分では、平成19年度が1969万5000円、20年度は1953万8000円、平成23年度は1440万9000円でございます。

保険基盤安定繰入金の支援分につきましては、19年度が2454万2000円、20年度が1979万1000円、23年度は3159万7000円でございます。

保険基盤安定繰入金の軽減分でございますけれども、平成19年度は7628万1000円、平成20年度は7703万3000円、平成23年度では1億3109万2000円というような状況でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

一般会計の繰り入れの総額の内訳を今説明しても、ポイントがずれているんだよね。今言ったように、私は法定外の繰入金がどのぐらいになるのか、そして、それが1人当たりどのぐらいなのかという質問もしているわけなんですよね。

そうしますと、一般会計の繰り入れについて法定外と言われているのは、医療福祉費波及分とその他の分が合計だというふうに私は聞いておるんですけども、そういう点では、その他の分は22年度分が1億1000万、23年度分が1億8560万1000円ということで、法定外の一般会計からの繰入額がふえているということを私は言いたい、それをきちっと確認をしたいということなんです。それが1人当たりの法定外の繰入額が幾らになっているのか、これが私の質問なんですよね。まだまだ整理できていなければ、これを全部チェックしていただいて、この数字が間違っていないかどうかを確認していただけますか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

大変申しわけありません。資料の確認が済んでおりませんので、確認をさせていただきたいと思えます。

[「暫時休憩」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時38分

---

再 開 午後 3時46分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

次に、議案第68号 平成23年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質問です。

まず、1つ目です。

平成20年度から後期高齢者医療制度が始まりました。23年度までの1世帯当たりの所得額と保険税額及び所得額に対する保険税の割合についてご説明をお願いします。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

議案第68号 平成23年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、平成20年度から23年度までの1世帯当たり所得額と保険……

[佐藤議員「ごめん。1世帯じゃなくて1人だ」と呼ぶ]

○市民部長（根本光男君）

はい。所得額と保険税額及び所得額に対する保険税の割合ということでございますけれども、資料としてA4縦長の後期高齢者医療保険料算定結果概要をお配りしてございますので、これに基づきましてご説明申し上げます。

表の上から2段目の②の保険料軽減及び決定保険料の一番下の1人当たりの調定額が1人当たりの保険の税額になります。そして、3段目の③被保険者基礎データの一番下の欄に1人当たり所得額が記載してございます。1人当たり保険料につきましては、平成20年度から毎年下がってきておりますが、平成24年度本算定では平成20年度と同程度の額に引き上がっております。1人当たりの所得額につきましても、平成20年度から徐々に下がってきている状況でございます。

所得に対する保険税の割合でございますけれども、2段目の一番下のところと3段目の一番下のところを割り返しますと1人当たりの所得に対する保険税の割合が出てきます。平成20年度には10.18%から徐々に高くなってきてまして、平成24年度には11.02%となってきております。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

決算ですから24年度はいいんです、23年度までで。

それで、これは1世帯ではなくて、今、後期高齢者は1人当たりになりましたので、1人当たりで訂正してください。

それから、滞納状況とその割合、平成23年度と、その累計額がどうなっているのか、資料はありますか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

滞納状況と割合、23年度と累計額ということで、資料は特に用意してございません。

滞納額の割合につきましては、平成22年度では調定額1億9717万4900円で、滞納額が364万4847円ということで、割り返しますと1.85%でございます。また、23年度につきましては、調定額が2億110万2847円で、滞納額は457万6300円でございます。滞納割合につきましては2.27%ということになり、累計額も年々増加してきている状況でございます。

また、20年度賦課分からの滞納額の累計額につきましては、20年度分が44万7900円、21年度分が76万4400円、22年度分が147万2300円となっております。合計しますと268万4600円ということで、この金額につきましては、平成23年度滞納繰越分ということで平成24年度に繰り越した中の金額でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、滞納の割合については、平成22年が1.85、平成23年が2.27というふうにおっしゃいましたが、ということは増加傾向にあるということでしょうか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

はい、そのように考えられると思います。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

次に、資格証明書はまだ発行されていないと思いますが、短期保険証の発行数は幾らですか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

短期保険証の発行数につきましては、平成23年度決算ということで24年3月時点では25名、平成24年8月1日現在では17名ということでございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ちなみに、22年は何人だったんですか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

大変申しわけありません。22年度につきましては、まだ資料がございません。後ほど回答させていただきますと思います。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

逆になってしまったんですけれども、後期高齢者の方の全体数、被保険者が何人になるのか。その中で特別徴収の被保険者と普通徴収の保険者数、そして、それぞれ割合、全体の数字がわかりますから割合がわかると思いますが、平成22年と23年ではどうでしょうか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

特別徴収被保険者数と普通徴収被保険者数、それと全体数と各数及び割合につきましては、調べた内容が平成24年3月31日現在のものと24年6月30日現在のものがございますので、この数字で説明させていただきたいと思います。

24年3月31日現在の被保険者数、実数につきましては、5,318名ということでございます。特別徴収の被保険者数が4,291名、割合としては73.8%、普通徴収被保険者数が1,523人、構成割合が26.2%、合計しますと5,814人ということで、実数とは若干数字が合いませんので、ご了解をいただきたいと思います。

また、24年6月30日現在では実数は5,113人、特別徴収被保険者数が4,395人で構成割合は78.1%、普通徴収被保険者数が1,236人で構成割合は21.9%、合計は5,631人ということでございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

全体的にどうなのかは、また後期高齢者の広域連合のところではわかるだろうと思うんですけども、普通徴収の割合が、23年度末というふうにとらえていいんですかね、26.2%もありますね。22年度がどうだったのかは後で調べるとして、これは参考にほかの、茨城県全体ではどのぐらいかはわかりますでしょうか。わからなければ、いいです。わかりますか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

手元に資料がございませんので、申しわけありません。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

簡単に言うと、年金から天引きできない人ですね。これが結果的には滞納になったりというふうな対象になるかと思うんです。そういう点では26.2%も方が多いというのは、いわゆる特別徴収すらできないというくらいに年金が少ない方だというふうに思います。

それと、滞納の実態ですけれども、普通徴収者の被保険者となる方ですね、大体。特別徴収ですから、特別徴収の場合は滞納にはなりませんね。普通徴収の方が滞納になるわけですから、そうすると普通徴収の中でどのくらいの方が滞納になっているかというのは把握しているでしょうか。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

普通徴収者に限って滞納が生じるということは間違いありません。それで、23年度の決算の数字で申し上げますと、全体の被保険者数が5,318人で、そのうちの滞納者数137人でございます。割合としては2.58%ということになります。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

137人が滞納しているということですか。もう一度確認します。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

滞納者につきましては、23年度決算で137人ということでございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、普通徴収の方の約9%、1割の方が滞納しているということになると思うんです、私の質問はね。全体じゃなくて普通徴収の方が滞納せざるを得ないわけですから、その方は9%ということになりますね。

○副議長（中根光男君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

普通徴収者との割合につきましては、ご質問のとおり9%ということでございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いずれにしても、後期高齢者の場合はなかなか年金から天引きできない、こういう方が滞納したり、滞納によって短期保険証を発行されるという事態が生じているという結果になっていると思います。これがだんだんふえてきているという傾向が見られると思いますので、20年から追ってみてください。その資料は後で提出いただきたいと思います。

それでは、議案第69号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質問をいたします。

まず、建設費の分担金、負担金及び使用料及び手数料について、過去のデータに基づいて徴収率などの改善がされているかどうか。平成23年度決算ですので、前年度と比較しながら、その傾向についてお答えできますか。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

それでは、私のほうから説明申し上げます。

その中で、資料の1ページでございますが、訂正をお願いしたい部分がございます。1ページの一番最後の分担金プラス負担金の中の合計欄の調定額の平成23年度分、3816万2540円となっておりますが、4816万5840円に訂正を願いたいと思います。分担金プラス負担金、最後の欄です。その合計の調定額です。23年度分の3816万2540円を4816万5840円に訂正願います。

それでは、1番目の建設費分担金、負担金及び使用料及び手数料について、徴収率など改善されているかにつきましては、資料の1ページとなります分担金、負担金の現年度、過年度合わせたものでは、過去5年間を比較しますと、現年度分の収納率は比較的高い状況ですが、過年度の収納率は平均5.5%台であり、年度により大きく差がある状況であります。収納額の平成23年度と22年度の比較では119万780円の増で、対前年の徴収率で3.1%向上しましたので、幾分の改善を図れたものと考えます。

内訳は、受益者分担金における収納率は、現年度、過年度合わせたものではやや、0.1%ですが、上がっております。受益者負担金における収納率は、現年度、過年度合わせたものでは4.3%上がっております。

次に、使用料につきましては、2ページ、3ページとなります。過去5年間は毎年90%前後の収納率であり、横ばい傾向となっております。平成23年度と22年度と比較しますと、収納率は、現年度、過年度合わせて0.2%上がっております。

内訳は、公共下水道の千代田地区では0.2%の減、霞ヶ浦地区では0.7%の増であり、霞ヶ浦地区の特定環境保全公共下水道の収納率は2%の増となっております。

以上です。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いずれにしても、分担金の件では、現年度分で、21年度は私のデータだと100%だったんです。それが99.36になり、98.65に落ちているように思いますが、これはどうですか。分担金。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

下水道課長から補足説明をいたします。

○副議長（中根光男君）

下水道課長 金田克彦君。

○下水道課長（金田克彦君）

お答えします。

下水道の分担金につきましては、霞ヶ浦地区の牛渡、加茂、志戸崎、田伏地区が分担金の扱いとなります。ただいま21年度分の徴収率のほうで、この資料では100というようなことになっているというようなことではあります。21年度の現年度分については100%というような内容でございます。また、過年度におきましては、収納率が21年度では8.9%、合わせまして21年度の分担金においては41.3%の収納というような内容でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いや、100%がだんだん下がっているんじゃないかという質問に答えていないんですけれども。

○副議長（中根光男君）

下水道課長 金田克彦君。

○下水道課長（金田克彦君）

失礼しました。21年度が100%で、その後、22、23が99.4、98.7%というようなことで下がってきているというようなことではございますが、今現在、加茂地区の下水道を整備している場所についての1名の方なんです。この方に滞納額が発生しているというようなことで、このような数値となっております。また、その滞納者につきましては、今現在、分割納付により8月分から納めていただくというような形で取り扱っております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

1人の方が滞納している結果、こういう数字が出ているということですね。

それから、下水道の使用料の件なんですけれども、現年度分は99に近い値なんですけれども、22年度の徴収率が12.15だったのが23年が8.14%になっているんですよ。これはどういうことでしょうか。

[「暫時休憩」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

暫時休憩。

休 憩 午後 4時10分

---

再 開 午後 4時12分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

大変申しわけございませんが、下水道課長から補足説明をいたします。

○副議長（中根光男君）

下水道課長 金田克彦君。

○下水道課長（金田克彦君）

ただいまの収納率の下がった原因でございますが、23年度の収納率が悪くなったというようなことでございますが、それにつきましては、一昨年の震災に伴いまして3月、4月分の銀行からの引き落としが例月よりも少なくなったというようなことで、何カ月かおくれて23年度中には収納されている内容でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

22年度に震災があったということで、そのタイムラグがあるということですかね。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

下水道課長から補足説明をいたします。

○副議長（中根光男君）

下水道課長 金田克彦君。

○下水道課長（金田克彦君）

議員さんのおっしゃるとおりでございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それから、加入状況の問題です。これは改善されているかどうか説明を求めます。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

2番目の加入状況の進捗状況が改善されているかにつきましては、6ページ、7ページの資料となります。

過去5年間を比較しますと、年々伸びが減少傾向となっております。平成23年度末の下水道への加入については、対象戸数9,581戸に対し8,998戸が接続し、93.9%の加入率となっております。前年対比で126戸の加入があり、0.4%の増となっている状況でございます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

公共下水道の加入状況がなかなか伸びていないということで、特に霞ヶ浦地区が伸びていないんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

霞ヶ浦地区の特環、流域特環ですが、そちらの加入率が低くなっております。今後も加入促進に当たってまいりたいと考えております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういう意味で、特に加茂、牛渡流域特環が悪いということですが、今、部長がおっしゃいましたけれども、全然伸びていないんですよ。全然伸びていないんですよ。ずっと伸びていない。私、ずっと指摘しているんですよ。これは何ですか。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

地域性で農家世帯が多いのが一因かなと思っております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そんな簡単な答えでいいの。それで済むんですか。布設、もう整備しているんですよ。加入率が悪くて地域性だと言ったら、地域性と言ったって、そこはもう同意をもらってやっているわけでしょう。地域性のせいにしちゃったら、何のための下水道設備なのかということになるんじゃないですか。何らかの努力をした結果がどんどん伸びていけばいいですけども、地域性に矮小化しちゃったら何のための事業なんですか。ちゃんと答えてくれますか。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

今後も加入促進に努力してまいりたいと考えております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういう答えじゃだめだというふうに言っているのに、同じような答えじゃないですか。特に、伸びが悪くなっているんですよ。一定程度の方向に、設備の戸数に対して、それにどんどん近づいていけばいいですけども、なかなか近づかないんですよ。そこに問題があるんです。

平成22年に、ちゃんと加入促進のための調査をやっているんですよ。その調査の結果ぐらいはきちんと話せばいいじゃないですか。私はそういうことを答えるのかなというふうに思いました

ら、地域性だとか今後も努めますで、これで事業を推進してもらったら困っちゃうじゃないですか。どうですか。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

ただいま佐藤議員さんの、平成22年度に雇用促進を使って調査した結果がございます。その調査結果につきまして、下水道課長から説明申し上げます。

○副議長（中根光男君）

下水道課長 金田克彦君。

○下水道課長（金田克彦君）

お答え申し上げます。

調査時点での回答の多くを占めましたのが、現在、単独浄化槽を含めて合併浄化槽等を使用しておいて、その施設が壊れるまではそのまま継続して使いたいと。それとまた、老人だけの世帯も数多くあるというようなことで、若手がないので、なかなか水洗化にもしたくないといいますが、費用もかかることなので、やらないというような内容の回答のほうが多くを占めたと記憶してございます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、そういう接続の調査の結果についても、こういうのは決算の資料として出すべきなんじゃないかなと私は思いますよ。だって、加入があって初めて下水道施設の整備ですから。整備はしても加入しない。これが全然改善されない、霞ヶ浦地区は。これでは話にならないですよ。

私はもう既に資料をもらいましたけれども、回答の中で、当分の間、接続見込みなしという割合が75.4%もあるんですよ、回答の中で。これでは、幾ら努力したって接続しないじゃないですか。最初から、こういう答えなんですよ。なぜそういうふうになっているのか、当分接続見込みなしと答えているのか、これを解決しない限りは加入なんか促進できないんじゃないですか。いかがですか。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

その調査結果に基づきまして、具体的に再度内部協議しまして、大変申しわけございませんが、その中で加入促進に当たっていきたいと思っております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、もう何回も何回もこういうふうになっているわけですよ。やっても垂れ流しのような状況が続いていたら、水質改善がおぼつかないわけでしょう。そこにやはり焦点があるという

ふうにしていかないと、まず設備投資ありき、建設ありきで進めていけば、どんどん負担が大変になるということは明らかじゃないかなと思うんです。

それで、費用対効果になります。千代田地区と霞ヶ浦地区の、23年度の決算ですよ、全体の使用料について、全体額が幾らで、千代田地区の収入、使用料ですね、霞ヶ浦の使用料、収入、これを対比して金額わかりますか。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

23年度の決算での千代田地区と霞ヶ浦地区の使用料の割合についてでございます。10ページとなります。

使用料の徴収割合は、下水道使用料の全体収納額3億789万4420円に対し、千代田地区は全体の76.9%の2億3680万6160円で、霞ヶ浦地区は23.1%の7108万8260円が収納されております。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういうことで、千代田地区が圧倒的に多いというのは当然だと思います。件数が違いますから。それで、23年度までの建設投資の総額、これは幾らなのか、全体の額、そして千代田地区と霞ヶ浦地区の割合は幾らなのか、お答え願います。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

23年度までの建設投資総額は幾らか、千代田地区と霞ヶ浦地区との割合でございますが、9ページとなります。

投資総額は239億9871万3527円であり、千代田地区は123億7万4443円で全体の51.3%であり、霞ヶ浦地区は116億9863万9084円の48.7%となっております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、投資額がほぼ近いでしょう、55対45ぐらいの、投資はですよ。霞ヶ浦も千代田も大して変わらないんですよ。ところが、収益は、収入、使用料は圧倒的に千代田地区が多いわけでしょう。それは加入促進の問題もあるし、建設投資額の問題もあるわけですよ。そこが焦点なんですよ、この下水道事業。

この下水道事業について、たびたび私も質問していますが、建設費の総額に対する23年度の使用料の総額の比率、これは幾らになるか、また下水道事業債における千代田地区と霞ヶ浦地区について、それぞれ幾らなのか、ご説明をお願いします。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

建設費総額に対する23年度使用料総額の比率について、千代田地区と霞ヶ浦地区について幾らになるか、また下水道事業債における千代田地区と霞ヶ浦地区について、それぞれ幾らかにつきましては、11ページとなります。

建設費総額に対する使用料の比率については、千代田地区の使用料2億3680万6160円であり、比率は1.9%となり、霞ヶ浦地区も同様に求めると0.6%となります。また、下水道事業債の未償還元金は下水道事業全体で82億8437万4190円であり、千代田地区の未償還元金は42億1745万4821円で50.9%となり、霞ヶ浦地区は40億6691万9269円で41.9%となっております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

資料をつくってもらったのはいいんですけども、非常に、まだ精査できてないんですけども、もう一回、どういうふうに見ればいいんですか。ちょっとわかりにくいので、もう一度説明願えますか、場所を指して。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

下水道課長から補足説明をさせていただきます。

○副議長（中根光男君）

下水道課長。

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

暫時休憩をお願いします。

○副議長（中根光男君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時28分

---

再 開 午後 4時33分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

下水道課長から説明を申し上げます。

○副議長（中根光男君）

下水道課長 金田克彦君。

○下水道課長（金田克彦君）

それでは、お答えします。ただいまの建設総額に対する23年度使用料総額の比率につきましては、お手持ちの資料の10ページになります。

この表の中で、千代田地区でございますが、上のほうの棚の部分で千代田地区といった行が2列あるかと思えます。その下に小計というようなことで計が書かれてございますが、真ん中に書いてございます2億3680万6160円、これにつきましてが使用料の総額というような金額になります。また、一番右側の123億7万4443円、これが今までに千代田地区で建設に投資した総額でございます。よりまして、地区別の収納額を建設に要した費用で割りまして100を掛けたものが千代田地区が1.9、霞ヶ浦地区が0.6というような比率になってございます。

以上です。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

あと、下水道事業債における千代田地区と霞ヶ浦地区のそれぞれ、これについてもわかりやすく説明していただけますか。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

下水道課長から説明申し上げます。

○副議長（中根光男君）

下水道課長 金田克彦君。

○下水道課長（金田克彦君）

資料の11ページでございます。

これにつきましては、一番上、2段が千代田地区の部分でございます。また、2段に分かれています。そのうちの上の棚、これが公共下水道で整備しました未償還金の額というようなことで、42億1745万4921円というような未償還金がございます。これを処理区内の人口で割り返しますと、1人当たりの未償還金、これが23万7844円というような内容でございます。

また、それを接続戸数で同じようなことで当たりますと、1戸当たりの未償還元金が61万5417円、また接続人口において割り返しますと24万6606円というような内容になってございます。

以上です。

[佐藤議員「霞ヶ浦地区は」と呼ぶ]

○下水道課長（金田克彦君）

失礼しました。霞ヶ浦地区は、この表では真ん中に公共下水道の宍倉、それとその下の棚の特環公共下水道で（加茂・牛渡）それと田伏単独特環というようなことで書かれているものがございます。宍倉地区におきましての未償還金の額でございますが、2億9203万2864円、これを処理区内の人口で割りますと、1人当たりの元金につきましては22万902円というような額になってございます。また、それを接続戸数で割りますと55万8380円、また接続人口で割りますと22万9947円というような額でございます。

特環公共下水道の部分につきましては、未償還の元金につきまして37億7488万6405円でございます。処理区内の人口で割りますと、1人当たりの未償還元金が68万4849円というような額でございます。また、接続戸数におきましては428万4775円、接続人口ですと123万2013円というよう

な内容でございます。

以上です。

**○副議長（中根光男君）**

8番 佐藤文雄君。

**○8番（佐藤文雄君）**

ありがとうございました。後でよく精査をしたいと思いますが、これを皆さん見て、一目瞭然だと思えます。これだけかなり借金をしながら、この工事をやっているということです。

23年度現在の下水道の整備事業費と1戸当たりの費用額について、霞ヶ浦地区、千代田地区、これについてご説明をお願いします。

**○副議長（中根光男君）**

土木部長 山本恵美君。

**○土木部長（山本恵美君）**

平成23年度現在の下水道整備事業費でございますが、総額は239億9871万3527円でございます。9ページが資料でございます。

1戸当たりの整備費用につきましては250万4823円となっており、千代田地区は163万3259円となり、霞ヶ浦地区は570万6653円となり、霞ヶ浦地区は千代田地区の約3.5倍の費用を要してございます。

**○副議長（中根光男君）**

8番 佐藤文雄君。

**○8番（佐藤文雄君）**

そういうことで、この数字でもわかると思いますが、これが1戸当たりの費用、額であるということを念頭に置いていただきたいと思えます。

それでは、次、議案第70号のほうに移ってよろしいですか。

資料が随分出ていると思えますが、まず同じような質問ですが、農集のほうについて、分担金及び使用料、改善されているかどうか、これについてお答えいただきたいと思えます。

**○副議長（中根光男君）**

土木部長 山本恵美君。

**○土木部長（山本恵美君）**

それでは、議案第70号につきましてご説明申し上げます。

分担金及び使用料について改善されているかとの問いでございますが、資料の13ページになります。

分担金につきましては、総額261万5824円の収入があり、20%の収納率となり、対前年度で7.4%向上してございます。現在、新規に整備を行っていないことから、既に整備された農業集落排水施設に接続の申し出があった場合のみ新規賦課があるのみでございまして、新規分の収納率は100%となっております。過年度についての未納金が発生しているところであり、その過年度の収納額は41万1200円であり、3.8%の収納で、前年度対比で2.4%向上しております。

未納の原因は、未接続者の分担金が大半を占めておりまして、今後も加入促進と未納金の徴収をあわせて実施してまいります。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

分担金の中でも過年度分の滞納、この収納率の推移を見ますと、21年度と22年度と23年度、私のほうのデータなんですけれども、分担金ですよ、21年度が5.74だったのが22年が1.43になって、23年が3.78になってはいるんですが、この分担金の収納率については、どういう対策をとっていらっしゃるのでしょうか。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

過年度分につきましても、収納対策という形で職員が歩いている経過はございますが、22年度に比べて3年度は増がございまして、今後も引き続き対応に当たってまいりたいと考えております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

部長ね、何か通り一遍なやつだと具体性がないのよ。どういうふうにするのかというのがないんだよね。前回は、たしかきちっと職員がついて重点的に回ったと、そういう経過があったような気がするんですよ。それによって改善されたという時期があったんですね。そういうことなんですよ。具体的にどうするかということですね。

リストアップして、そのリストアップした結果、どこに問題があるのか、そこを全部分析して個別に当たればいいんじゃないかなと思うんです。特に、農業集落排水事業というのは、戸数は少ないと思うんですよ。千代田地区みたいな公共下水道だと、かなりの人数ですけども、農業集落排水事業の場合は、戸数も少ないでしょう。明らかなかわけですよ。そうすると、結果だって、回答だって、簡単にわかるわけですよ。それをどういうふうにするかというのは、やはりそこが必要なんじゃないかなというふうには思うんですよ。どうですか。このままでの答弁では全くやる気がないというふうに言われても仕方がないと思いますよ。

○副議長（中根光男君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

佐藤議員さんのご指摘に基づきまして、内部調査しまして収納率のアップに努めてまいりたいと考えております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

具体的にどうやるかということについて、やはり話をしていかないと、このまままた1年ずれちゃうんですよ。どんどんずれちゃうわけでしょう。そうすれば、どんどん相手だって大変な負

担になってくるわけですから、そこをやはり確認しなきゃいけないというふうに思いますよ。その点について、これは特別委員会のほうでよく議論をしていただきたいなというふうに思います。

では、次に行きます。

次は、介護保険の平成23年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてお伺いをいたします。

1つは、保険給付費の予算と決算の差額について、過去5年間の保険給付費の予算と決算及びその差額がわかるデータ、これについて説明をいただけますか。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

議員のほうに資料が行っているかと思います。介護保険給付費予算決算額ということで、保険給付費につきまして、表の一番上のほうで合計で19年度から23年度まで予算額、決算額、それとその差額ということで提示させてもらってあります。資料的には、もしかしたら国保のほうと一緒に後ろのほうに入っているかもわかりません。このような資料でございます。

[佐藤議員「これですか」と呼ぶ]

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

そうです。佐藤議員、それでございます。

こちらのほう、各予算科目ごとの集計表でございます。23年度につきましては、差額として2008万7153円というふうなことになってございます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

実際に保険給付費の件なんですけれども、21年がかなり差額が出たんです。保険給付費ですよ。同じように、22年も差額が出ました。23年度は余り出なかった。この給付費全体を見ますと、もっと少ないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、21年から22年、23年と、ぐっと伸びた理由はわかりますか。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

決算のほうで22年、23年のほうで大きく伸びているかと思います。21年に比べて23年のほうが伸びているかと思います。こちらにつきまして、サービスの中身から見ますと、デイサービスの利用者がふえているというような状況が分析されるかと思います。それと、グループホームの関係も若干伸びているというようなところが見てとれる内容でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

23年度のやつは予算額は補正した合計金額ですかね、これ、もしかすると。だから、ちょっと

私の数字と違っているんですね。

いずれにしても、21年が2億8500万、22年が1億400万、23年度は補正をしなかった場合ですけれども、340万ぐらいなんです。今理由を言いましたけれども、こんなに億単位で変わってしまうぐらいに、その利用が大幅に伸びたんでしょうか。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

まず、予算額につきますと、3年間の介護保険の事業計画、これをもつての予算計上というふうな計上になりますので、おおよそこういうふうに伸びたものの計上になるかと思っております。

それから、決算につきましては、やはり初年度につきましては、21か22について大きく伸びていますけれども、もう少し具体的なところを見ますと、サービス状況、提供を多少よく確認しないと、これだけ大きく伸びた内容は今のところはわからないという状況でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、わからないんじゃないなくて、分析して、その結果こうですよ。保険給付費全体は簡単に出ますが、そういう事細かいサービス、給付費の内訳が私たちにはなかなかわからないんですよ。その内訳を指し示して、どこがどういうふうに伸びているのか。決算ですから、その決算が次の予算または次年度、次の年度というふうになってきますので、その詳細な内訳について、後で提出いただきたい。特別委員会でも、できればその分を提供していただきたいと思いますが、いかがですか。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

各サービスごとの実績、それから前年に対する伸び、特に21から22に対しての伸びが大きくなっておりますが、ここら辺のところもはっきりわかるように、どのサービスが大きく伸びた、その理由についてこうであるというようなところは特別委員会のほうへ提出させていただきます。

---

## 延会について

○副議長（中根光男君）

お諮りいたします。

本日の会議は、これにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

異議なしと認めます。

よって、延会することに決定いたしました。

---

○副議長（中根光男君）

次回は、あす9月12日午前10時から会議を開き、引き続き議案質疑を行います。  
ご苦労さまでした。

延 会 午後 4時56分